

第 2 編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 気象等予報計画

関係部署	各部、消防団
------	--------

第1節 計画の方針

気象、地象、水防、火災等に関する予報及び警報等について、これらを迅速かつ適確に住民に周知するための伝達組織及び方法並びに発表基準等について定める。

第2節 計画の内容

第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても市等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第2 予報区

京都府における気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、地震及び津波に関するものを除き、京都地方気象台が府内の地域を担当している。

本市区域は、「南部」（一次細分区域）、「山城南部」（市町村等をまとめた地域）及び「木津川市」（二次細分区域）に該当し、京都府の気象特性、災害特性及び地理的特性に基づいて複数に分割した区域（一次細分区域）に対しては天気予報を発表し、災害をもたらす大雨等の現象は、多くの場合一次細分区域より狭い範囲に限定されることから、警報・注意報については市町村ごと（二次細分区域）に発表される。

第3 一般の利用に適合する予報及び警報

1 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

2 特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等によって下流で生じる増水や氾濫により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

3 気象等に関する特別警報発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

○ 気象等に関する特別警報の指標(発表条件)

大雨特別警報(土砂災害)は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報(土砂災害)が発表される。

大雨特別警報(浸水害)は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報(浸水害)が発表される。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現

激しい雨※：1時間に概ね30mm以上の雨

○ 台風等を要因とする指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が、来襲する場合

(注1) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)に発表されている暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

(注2) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

○ 大雪特別警報の50年に一度の積雪深の値

舞鶴83cm、京都19cm*、峰山124cm、美山78cm (令和6年11月1日現在)

(注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

(注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

(注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

○ 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	※ 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけ
津波	高い所で3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）	
火山噴火	居住区域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住区域）※を特別警報に位置づける）	
地震 （地震動）	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置づける）	

4 警報・注意報発表基準

木津川市	府県予報区		京都府
	一次細分区域		南部
	市町村等をまとめた地域		山城南部
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 121
	洪水	流域雨量指数基準	天神川流域=5.1、不動川流域=5.5、鳴子川流域=7.3、井関川流域=5.4、山田川流域=9.7、赤田川流域=6.4、新川流域=6.1、和東川流域=15.7
		複合基準* ¹	井関川流域=(5, 4.7)、赤田川流域=(9, 5.3)
		指定河川洪水予報による基準	木津川下流[加茂]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6
		土壌雨量指数基準	94
	洪水	流域雨量指数基準	天神川流域=4.1、不動川流域=4.4、鳴子川流域=5.8、井関川流域=4.3、山田川流域=7.7、赤田川流域=5.1、新川流域=4.8、和東川流域=12.5
複合基準* ¹		木津川流域=(5, 37.9)、天神川流域=(5, 3.8)、井関川流域=(5, 4.2)、山田川流域=(5, 7.7) 赤田川流域=(5, 4.8)	

注意報		指定河川洪水予報による基準	木津川下流[加茂]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	なだれ	1 積雪の深さ 40cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 2 積雪の深さ 70cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨*2	
	低温	最低気温-4℃以下*3	
	霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合 具体的には最低気温が 3℃以下になると予想される場合	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ：30cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90 mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は京都地方気象台の値

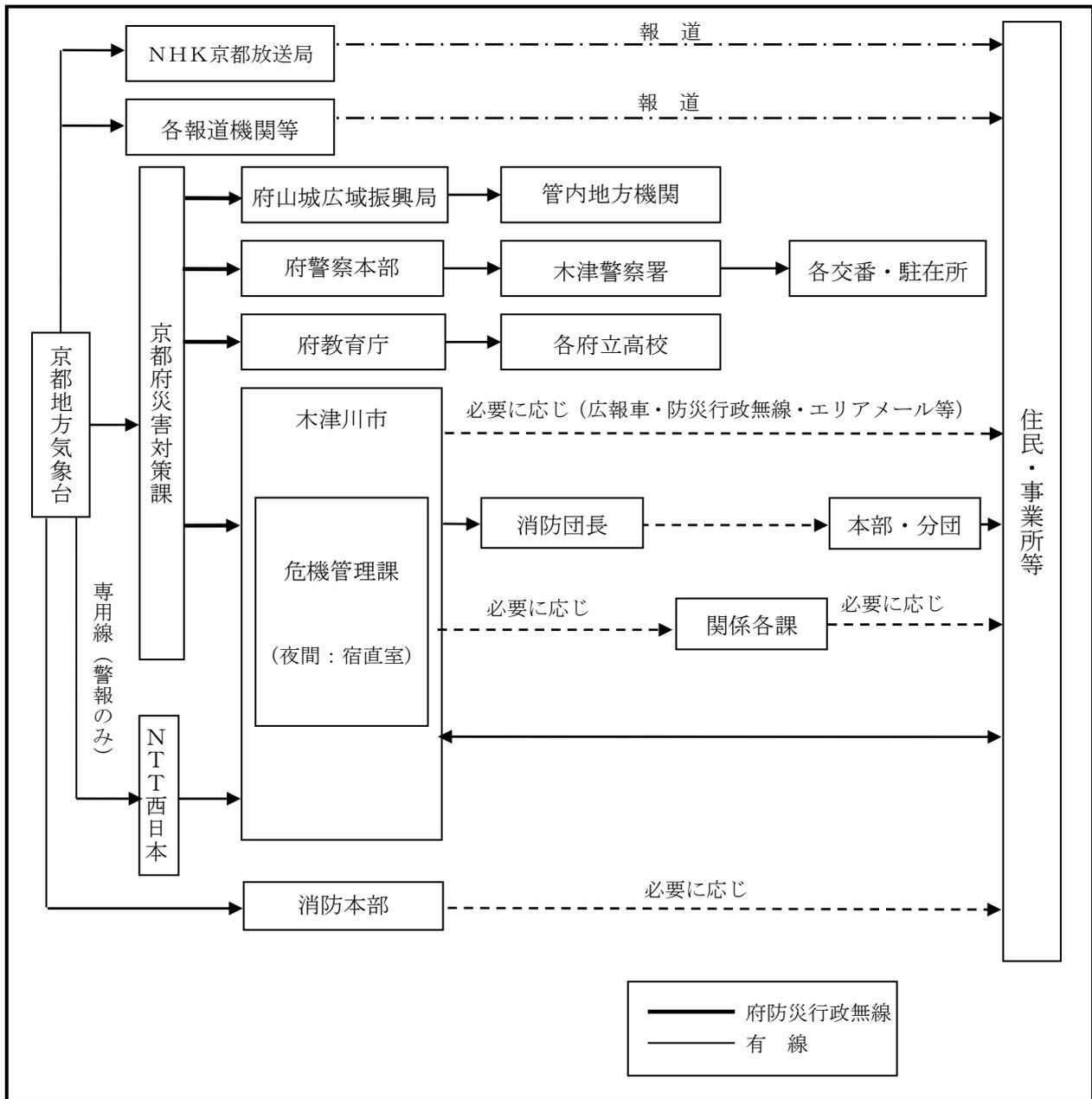
*3 気温は京都地方気象台の値

5 予報警報の発表、継続、切替え、解除

- (1) 特別警報及び警報が発表されたときは、速やかに防災行政無線等により住民等に周知する。
- (2) 注意報・警報は、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）や風速、降雪量などが発表基準に達するおそれが生じた場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
- (3) 注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切替えられる。
- (4) 警報の解除の通知は、特別警報の解除時に、防災行政無線等により放送する。

6 伝達系統

気象予報警報の伝達系統



7 伝達方法

- (1) 予報警報等は、府災害対策課を通じて市危機管理課に通知される。
- (2) 危機管理課は、予報警報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- (3) 宿直が時間外において通報を受理した場合は、危機管理課に連絡する。事後、伝達系統により市内伝達先へ通報する。
- (4) 有線通信途絶時における伝達については、市防災行政無線、広報車等を活用する等、最も迅速な方法により市内伝達先へ通報する。

8 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- (1) 予告的機能：注意報、警報を発表するには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。
- (2) 補完的機能：注意報、警報の発表が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の留意点等を具体的に解説するもの。
- (3) 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」について図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

(4) 気象情報の種類

種 類	発表の内容
台風情報	<p>ア 発表 「令和〇年台風第〇号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都地方気象台から発表される。（例文1）</p> <p>イ 内容 「台風情報」は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。</p> <p>ウ 例文1 【資料編Ⅱ-1 「気象情報例文」】</p>
大雨（雪）情報	<p>ア 発表 「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、京都地方気象台から発表される。（例文2）</p> <p>イ 内容 「大雨（雪）情報」は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。</p> <p>ウ 台風情報との関係 「台風情報」が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、「大雨情報」は発表しない。</p> <p>エ 例文2 【資料編Ⅱ-1 「気象情報例文」】</p>

<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>ア 発表 「記録的短時間大雨情報」は、予想区ごとに気象庁から発表される。(例文3)</p> <p>イ 発表基準 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような1時間に90mm以上の猛烈な雨が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の危険(紫)が出現している場合に発表される。</p> <p>ウ 意義 この情報が発表された時は土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合は、関係者の即座の対応を促すものである。</p> <p>エ 例文3 【資料編Ⅱ-1 「気象情報例文」】</p>
<p>土砂災害警戒情報</p>	<p>ア 発表 「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村等を特定して京都府と京都地方気象台が共同で発表される(例文4)。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>イ 内容 「土砂災害警戒情報」は、警戒対象地域名、警戒解除地域名、警戒文、警戒対象市町村等を示す地図からなる。</p> <p>ウ 意義 「土砂災害警戒情報」は、「大雨警報(土砂災害)」発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。これにより、市町村長が避難指示等を発令する場合の参考として利用できる。</p> <p>エ 発表基準等 (ア) 「土砂災害警戒情報」は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、1kmメッシュごとに複数の土砂災害が発生した過去(1988年～2004年)の事例を参考に基準値を定めた。 平成30年に検証対象災害事例(1988年～2015年)、令和2年に検証対象災害事例(1991年～2018年)を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。 (イ) 過去の災害が無い1kmメッシュについては、RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。 (ウ) 気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に「土砂災害警戒情報」を発表する。 (エ) 市町村を発表単位とすることで、市町村長が避難指示等を発令するときの参考として利用できる。</p> <p>オ 例文4 【資料編Ⅱ-1 「気象情報例文」】</p>

竜巻注意情報	<p>ア 発表 「竜巻注意情報」は、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で気象庁から発表される。（例文5）</p> <p>イ 内容 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>ウ 意義 竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される。実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。</p> <p>エ 例文5 【資料編Ⅱ-1 「気象情報例文」】</p>
キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	<p>ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> <p>イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p> <p>ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> <p>エ 流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

<p>早期注意情報 (警報級の可能性)</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(京都府南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(京都府など)で発表される。 大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
<p>その他の気象情報</p>	<p>ア 標題 その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。 イ 種類 その他の気象情報において対象とされる現象には、長雨、少雨、低温、異常潮位等がある。 ウ 構成 定形化されていない気象情報は、 (ア) 標題 (イ) 発表年月日時 (ウ) 発表機関名 (エ) 見出し (オ) 本文 により構成される。 エ 意義 これらの情報は、次の場合に発表する。 (ア) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合 (イ) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合 オ 伝達 定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。</p>

第4 指定河川に対する洪水予報及び水防警報

1 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 対象河川及び区域

木津川については、下表に示す区域が「水防法(昭和24年法律第193号)第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報を行う河川及び区域」に指定されている。

対象河川、区域等

河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報発表者
淀川支川 木津川 下流	左岸 木津川市加茂町山田野田3 右岸 相楽郡和東町大字木屋字桶淵22-2 } から幹川合流点まで	加茂	近畿地方整備局 淀川ダム統合管理 事務所長 大阪管区気象台長

洪水予報基準点

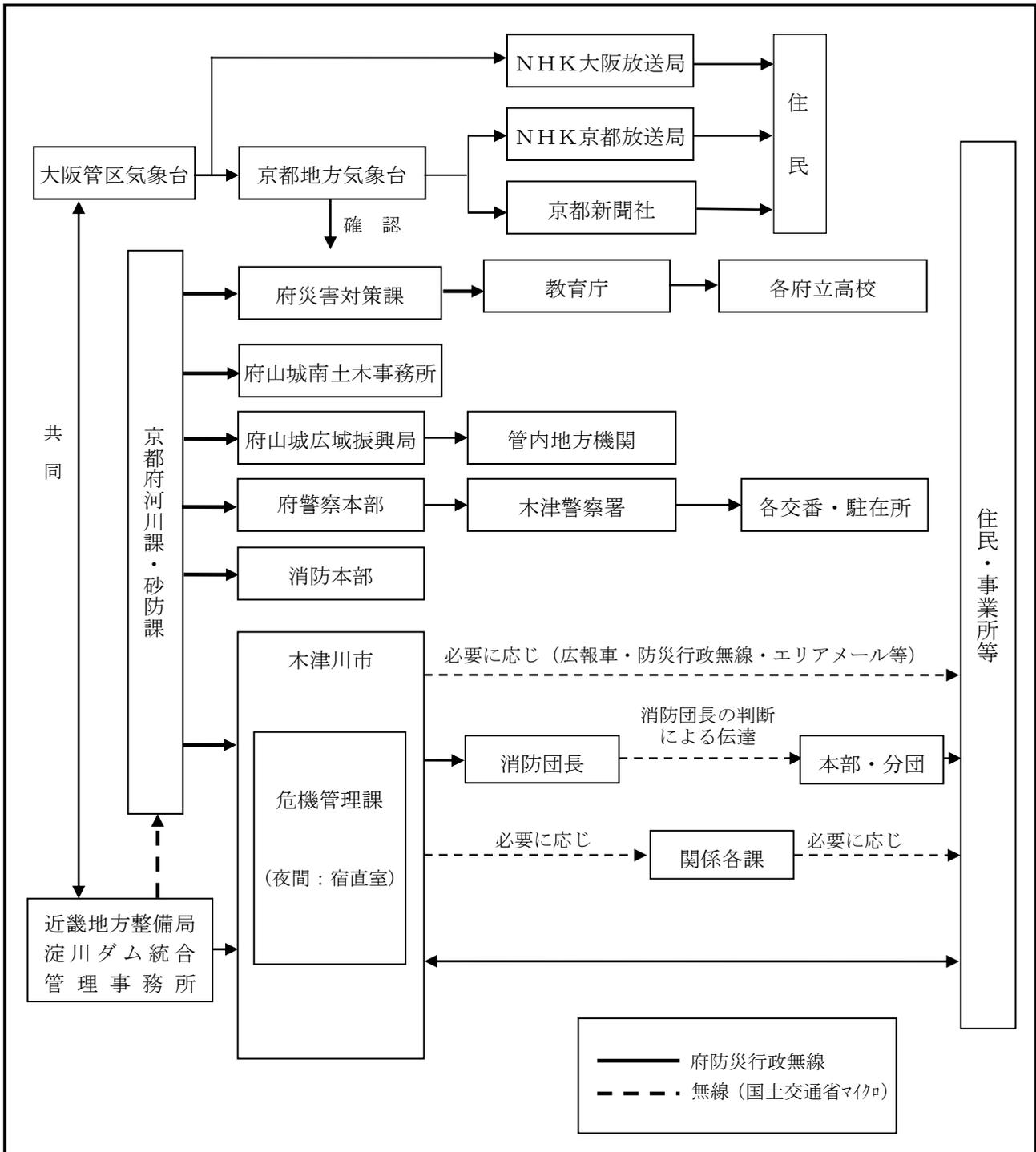
水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
淀川	木津川下流	加茂	4.50m	5.90m	6.00m

(2) 伝達系統及び伝達方法

上記(1)の河川区域で洪水予報が発表された場合、本市へは、水防法第10条第3項に基づき府河川課・砂防課より連絡が入ることになっている。

この連絡を受けた時は、本章第2節第3の4の伝達方法により、市内の関係事務所及び住民への情報の周知徹底を図る。

淀川水系（淀川支川木津川）洪水予報の伝達系統



2 国土交通省が行う水防警報

(1) 対象河川及び区域

木津川については、下表の区域が「水防法第16条第1項の規定による水防警報を行う河川及び区域」に指定されている。

対象河川、区域等

河川名	区 域	対象水位観測所					水防警報 発 表 者
		名称	地名	位置	氾濫注意水位	計 画 高水位	
淀川支川 木津川	左右岸 相楽 郡南山城村地 内(三重県界) から幹川合流 点まで	加 茂	木津川市 加茂町北船 屋	幹川合流点より 30.60km	4.50m	9.01m	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
		岩 倉	三重県 伊賀市 岩倉	幹川合流点より 57.40km	6.00m	10.50m	近畿地方 整備局 木津川 上流河川 事務所長

(2) 発表の段階及び時期

水防警報の発表の段階及び時期は次のとおりである。

発表の段階及び時期

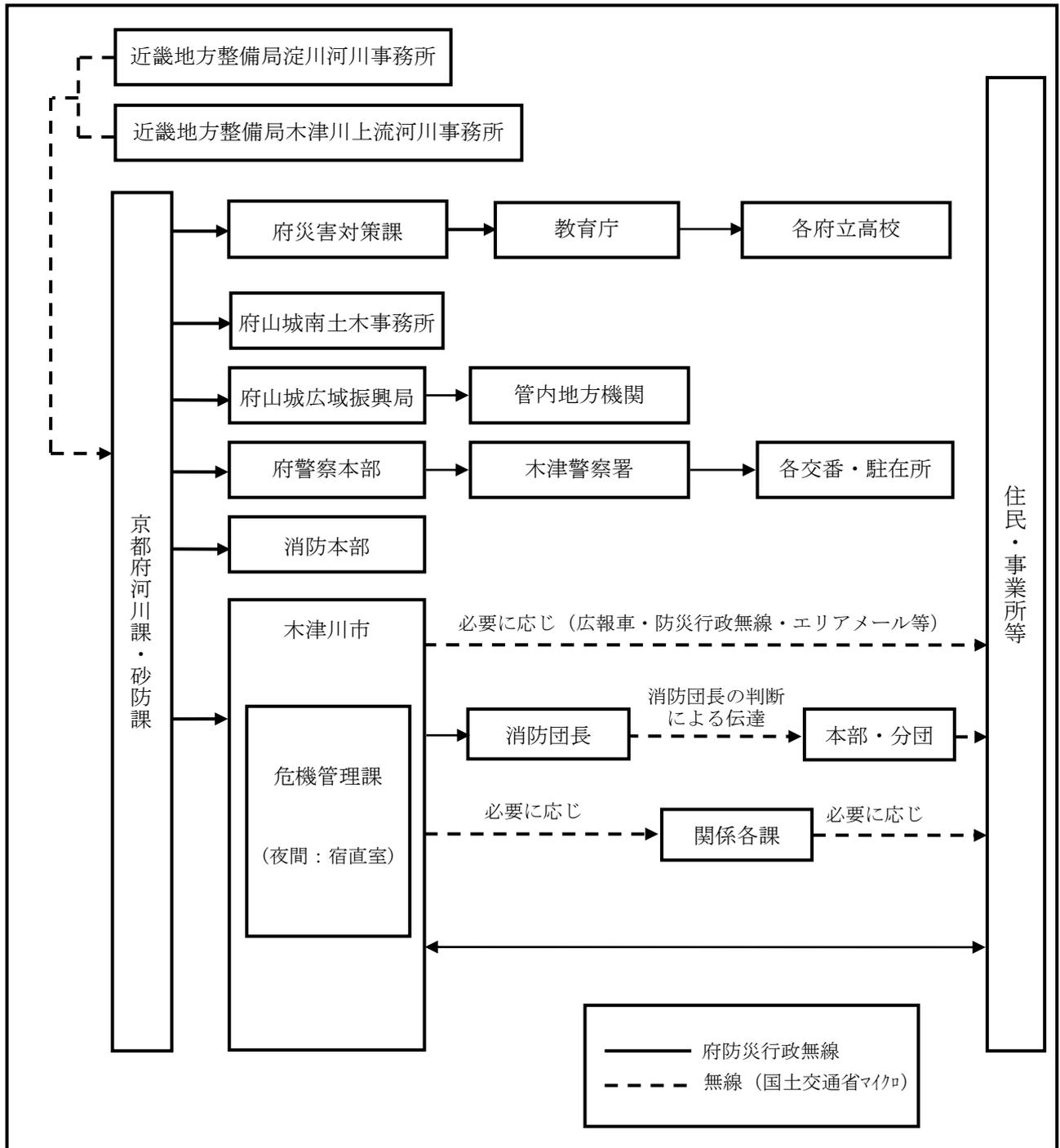
段 階	内 容	時 期	
		水位観測所	
		加 茂	岩 倉
第1段階 待 機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予警報及び河川状況等に基づいて行う。	水防団待機水位を超過	氾濫注意水位を越す 3時間前
第2段階 準 備	水防資材の点検・水こう門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位を越す 3時間前	氾濫注意水位を越す 2時間前
第3段階 出 動	水防要員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位を越す 2時間前	氾濫注意水位を越す 1時間前
第4段階 解 除	水防活動終了の通知	水防活動の終わるとき	

(3) 伝達系統及び伝達方法

上記(1)の河川区域で水防警報が発表された場合、本市へは、水防法第16条第3項に基づき府河川課・砂防課より連絡が入ることになっている。

この連絡を受けた時は、本章第2節第3の4の伝達方法により、市内の関係事務所及び住民への情報の周知徹底を図る。

淀川水系（淀川支川木津川）水防警報の伝達系統



3 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

(1) 水防警報

水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、知事が水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

ア 警報事項等

ア警報事項等	警報事項	(ア)準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの (イ)出動……水防団員の出動の必要性を示すもの (ウ)解除……水防活動の終了を通知するもの
	流域の雨量及び対象水位観測所の水位	

イ 水防警報の発表時期

河川名	水位観測所	水防警報種別		
		準備	出動	解除
山田川	山田川	水防団待機水位（指定水位）に達したとき	氾濫注意水位に達したとき	氾濫注意水位を下回り、水防活動の必要がなくなったとき ※①水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みのないとき ※②気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき
和束川	門前橋			
井関川	井関川			
赤田川	赤田川			
鳴子川	鳴子川			
天神川	天神川（木津川市）			
不動川	不動川			
新川	新川（木津川市）			

※水位観測所ごとの水防団待機水位（指定水位）及び氾濫注意水位は、次の「(3) 水防警報及び水位の情報の通知・周知の実施区域等」参照

(2) 氾濫危険水位に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫注意水位、避難判断水位及び氾濫危険水位に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

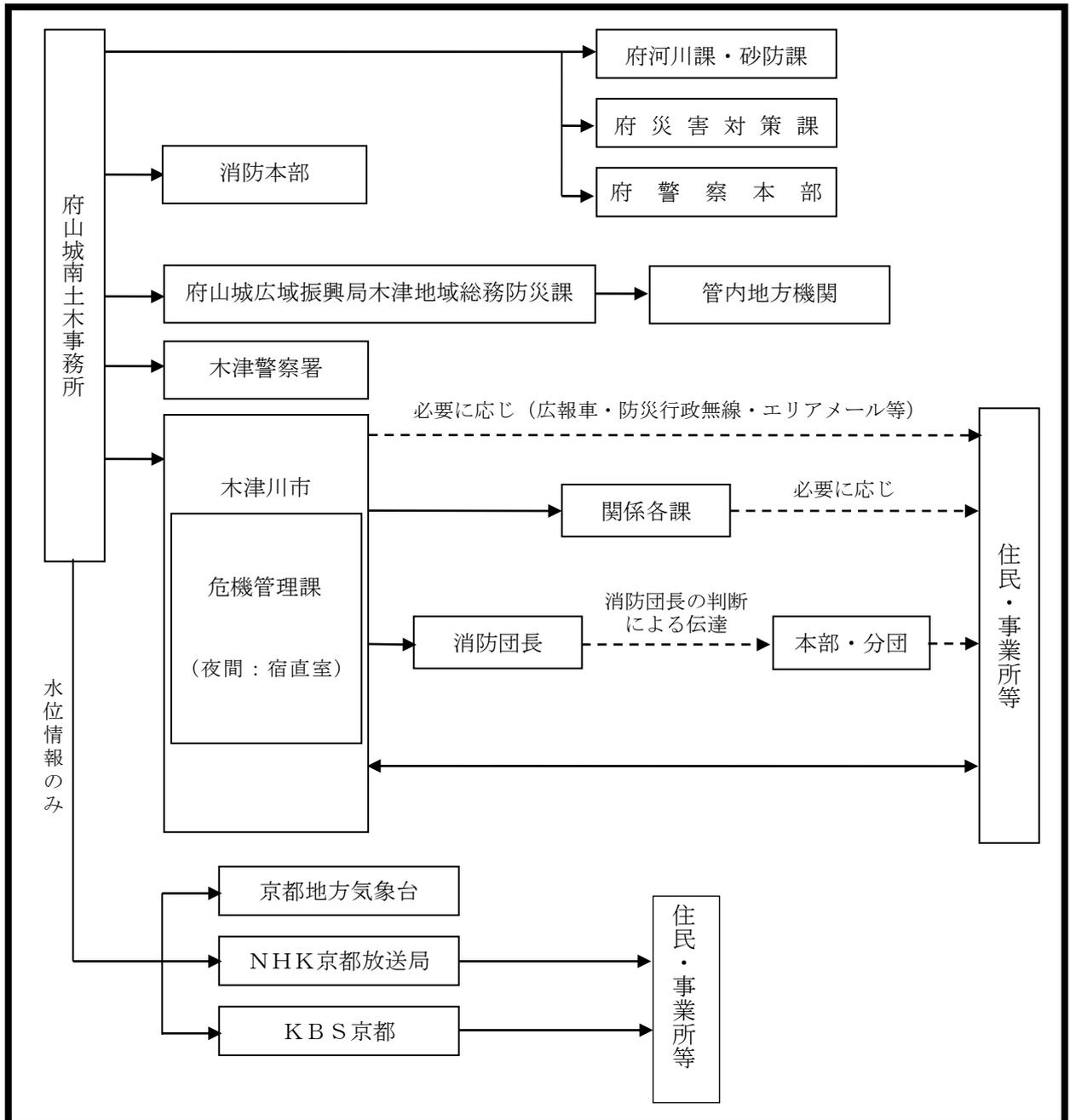
なお、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等は公表され、その洪水浸水想定区域図は府砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。

(3) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

河川名	区域		対象水位観測所							発信者	指定年月日	
			名称	所在地	水防待機 (指定) 水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	堤防高 m		水防警報	水位情報 通知周知
山田川	起点	古川橋 (府道奈良精華線)	山田川	木津川市相 楽城下地先	1.40	2.40	2.40	2.70	4.90	京都府山 城南土木 事務所長	平 17.7.29	平 20.5.26
	終点	木津川合流点										
和東川	起点	小瀬川合流点	門前橋	和東町大字 原山小字西 手地先	1.20	1.60	1.60	1.90	5.66		平 17.7.29	平 20.5.26
	終点	木津川合流点										
井関川	起点	起点	井関川	木津川市木 津町瓦谷地 先	1.60	2.10	2.10	2.40	4.10		平 18.6.2	平 20.5.26
	終点	山田川合流点										
赤田川	起点	赤田川橋 (JR)	赤田川	木津川市加 茂町大野鳥 田地先	1.40	2.00	2.00	2.40	3.40		平 18.6.2	平 20.5.26
	終点	終点 (直轄管理区域界)										
鳴子川	起点	新鳴子橋 (府道上狛城陽線)	鳴子川	木津川市山 城町北河原 内畑	0.40	0.90			3.30		平 26.6.13	
	終点	木津川合流点										
天神川	起点	起点	天神川 (木津 川市)	木津川市山 城町綺田	0.30	0.70			3.56	平 26.6.13		
	終点	木津川合流点										
不動川	起点	起点	不動川	木津川市山 城町平尾	0.70	1.20			3.26	平 26.6.13		
	終点	木津川合流点										
新川	起点	美浪地区付近 (L=1.6km)	新川 (木津 川市)	木津川市加 茂町駅東 4 丁目	1.00	1.80			1.81	平 26.6.13		
	終点	木津川合流点										

出典：京都府地域防災計画

(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統



4 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

府は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川について、水防法第14条及び災害からの安全な京都づくり条例に基づきすべての府管理河川の洪水浸水想定区域図を指定公表する。

5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 浸水想定区域図が公表されている河川については、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

伝達方法は「第2編災害予防計画第31章第2節避難の周知徹底」を準用する。

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ア) 避難所については、浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の避難所を指定し、ハザードマップに記載する。

(イ) 避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう区、町内会・自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

ウ 浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地を確認する。また、これらの施設のうち、水防法または、土砂災害防止法に基づき本計画に記載されたものは、水害または、土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成するものとする。

(2) 上記ウに規定する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

【資料編Ⅱ-2「警戒すべき区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法」参照】

第3節 水防活動の利用に適合する注意報及び警報（気象業務法第14条の2）

第1 予報警報の種類

水防活動用の予報警報は、「京都南部（一次細分区域）、山城南部（市町村等をまとめた地域）」の予報区を対象とした次表左欄の種類を、それぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

種 類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

第2 伝達系統

第2節第3の3の伝達系統による。

第3 伝達方法

第2節第3の4の伝達方法による。

第4 水防活動に利用する気象情報

一般予報警報を補足する情報のうち、次表のものを水防活動に利用する。

気象情報の種類
キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布等）
早期注意情報（警報級の可能性）
気象情報（台風情報、大雨情報）
記録的短時間大雨情報
その他水防活動に密接に関連する情報

第4節 火災気象通報

第1 通報区域

「二次細分区域」単位での通報とする。

第2 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

第3 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予測される場合は、これをもって火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

第5節 地震に関する情報

第1 計画の方針

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって「地震に関する情報」を公表し、関係機関はこの情報を住民等に通報又は周知徹底する。

地震に関する資料や状況を速報するための「地震に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

第2 緊急地震速報の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を公表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

第3 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類、発表基準と内容は次のとおりである。

地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で

		1回発表)。
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。※</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>

（注）京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」

第4 情報の伝達

地震に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して府災害対策課より伝達される。

ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は、「そのまま」伝達される。また、「震源・震度情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達される。

伝達手段並びに伝達経路は、「気象予報警報の伝達系統」に準じて行われる。

第5 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

- 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。
- 震源・震度情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
 - 京都府内で震度1以上
 - 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
 - その他の府県で震度6弱以上
- 遠地地震に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき。

5 その他の情報

その他、上記以外に防災上有効と認められるとき。

【資料編Ⅱ-3「気象庁震度階級関連解説表」参照】

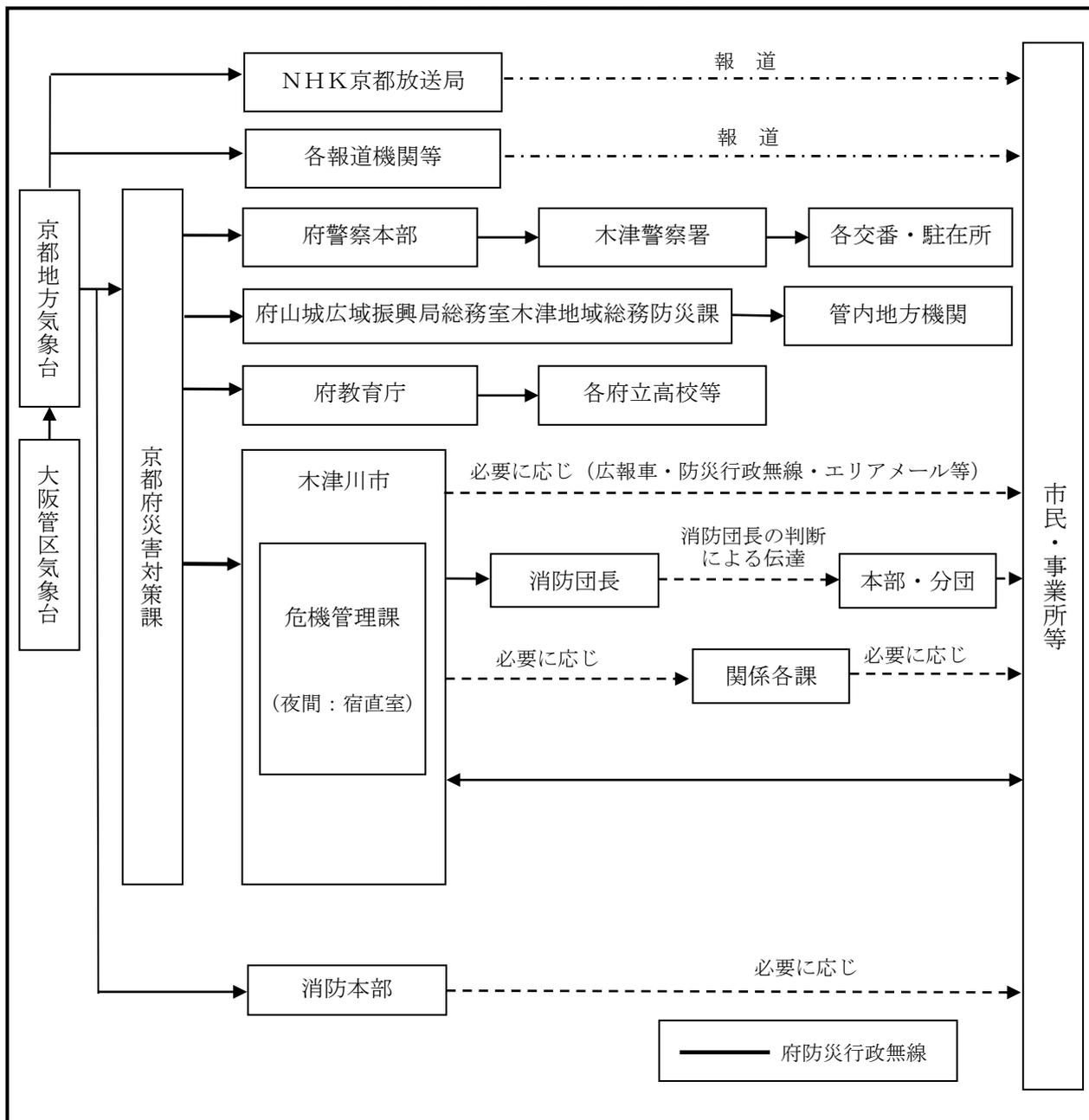
第6 市内での方法

第2節第3の4の伝達方法による。

第7 伝達系統及び伝達方法

- 1 地震に関する情報等は府災害対策課を通じて市危機管理課に通知される。
- 2 危機管理課は、地震に関する情報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- 3 宿直が時間外において通報を受理した場合は、危機管理課に連絡する。事後、伝達系統により市内伝達先へ通報する。
- 4 電話不通時における伝達については、市防災行政無線、広報車等を活用する等、最も迅速な方法により市内伝達先へ通報する。

地震に関する情報の伝達系統



第8 近地地震に対する自衛処置

地震発生直後、「地震に関する情報の発表」を待たずに自発的な避難行動が可能となるよう、以下の対策を行っていく。

- 1 平常時からの地震についての教育
- 2 地震発生時の情報聴取の責任者の設定
- 3 一般住民に対する地震及び避難情報の周知徹底

第6節 雨量・水位情報

第1 雨量・水位の観測

木津川市内には次の府設置による雨量・水位観測所があり、テレメータ化された観測データは、河川情報システムにより府山城南土木事務所及び府河川課・砂防課に自動的に送信され集約される。

また、国土交通省設置のテレメータ雨量観測所もあり、その観測結果は必要に応じ府との資料の交換がなされることになっている。

木津川市内の雨量観測所（テレメータ）

観測所	所在地	管理者
木津	木津川市木津上戸 府山城南土木事務所内	京都府 (府山城南土木事務所)
恭仁大橋	木津川市加茂町岡崎出垣内 15-1	
三上山	木津川市山城町平尾奥山 1-3	
加茂	木津川市加茂町船屋	国土交通省

木津川市周辺の水位観測所（テレメータ）

河川	山田川	井関川	赤田川	和束川	鳴子川	新川	天神川	不動川	渋川	木津川
観測所名	山田川	井関川	赤田川	門前橋	鳴子川	新川	天神川	不動川	渋川	加茂
水防団待機水位 （指定水位） （m）	1.40	1.60	1.40	1.20	0.40	1.00	0.30	0.70	0.40	2.50
氾濫注意水位（m）	2.40	2.10	2.00	1.60	0.90	1.80	0.70	1.20	0.96	4.50
避難判断水位（m）	2.40	2.10	2.00	1.60	-	-	-	-	-	5.90
氾濫危険水位 （m）	2.70	2.40	2.40	1.90	-	-	-	-	-	6.00
堤防高 （m）	4.90	4.10	3.40	5.66	3.30	1.81	3.56	3.26	2.18	-
洪水予報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
水位周知	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
水防警報	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○
所在地	相楽城下	木津町 瓦谷	加茂町 大野 島 田	和束町 原山 西手	山城町 北河原内畑	加茂町 駅東4丁目	山城町 浜	山城町 平尾 南河原町	井手町 下赤田	加茂町 北船屋
管理者	京都府（山城南土木事務所）							京都府（山城北 土木事務所）	国 （淀川河川事務所）	

第2 水位の予測

京都府河川課・砂防課は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理の170河川について6時間先までの水位及び氾濫区域を予測し、その情報の精度や実用性を検証するため市町村等へ先行配信する。

第3 府からの雨量・水位の通報要領

1 雨量水位の通報

府管理の雨量及び水位のデータを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、府河川課・砂防課から、河川情報システム及び京都府土砂災害警戒情報システムにより市に通報される。

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）（木津川、山田川、和束川、井関川、赤田川、鳴子川、天神川、不動川、新川）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

また、府河川課・砂防課より、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表される。

水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（木津川、山田川、和束川、井関川、赤田川、鳴子川、天神川、不動川、新川）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

(1) 通報の時期

次の状況となった時に、市に通報される。

ア 水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位に達したとき

イ 水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時ごと

ウ 水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位を下回ったとき

エ その他、必要と認められるとき

(2) 通報の中止

次の場合は、水位の通報と併せて、通報を中止する旨の連絡があり、通報が終了となる。

ア 水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき

イ 氾濫注意水位以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき

ウ 水防態勢を解いたとき

第4 伝達系統及び伝達方法

気象予報警報等の伝達系統及び伝達方法に準じて行うものとし、特にため池、用排水樋門等の管理者に対し、通報漏れのないよう周知徹底を図る。

第7節 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視

第1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の109箇所の雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害の危険度判定などの作成に利用し、京都府へ還元する。

2時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1kmメッシュがあった場合には、該当市町村に対し土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

本市に対しては、木津川市内を3ブロックに区分して発表され、土砂災害警戒情報システム上の表示は18地区に区分されている。

【資料編Ⅱ-4「土砂災害警戒情報の表示区分図」参照】

第2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から府災害対策課及び砂防課を通じ市危機管理課へ届く。

土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで市危機管理課及び土木事務所へ提供される。この連絡を受けた時は、本章第2節第3の4の伝達方法により、市内の関係事務所及び住民への情報の周知徹底を図る。

第3 土砂災害警戒情報と防災活動

土砂災害警戒情報が発表された該当市町村は、建設交通部砂防課から提供される1kmメッシュの補足情報を利活用して避難指示などの参考資料とする。

第8節 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

第1 通報すべき異常現象

異常な現象とは、おおむね次のようなものをいう。

- 1 地震
堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動 など
- 2 水害（河川、ため池等）
堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など
- 3 土砂災害
 - (1) 土石流
山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在 など
 - (2) 地すべり
地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し など
 - (3) がけ崩れ
わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下 など
 - (4) 山地災害
わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走る など
- 4 竜巻等の突風

第2 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

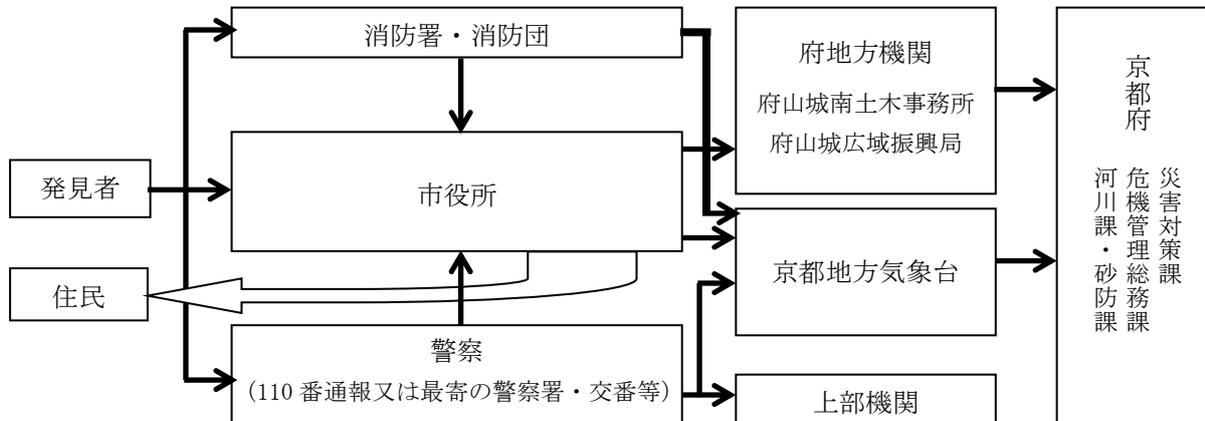
- 1 消防署
- 2 市役所
- 3 警察（110番通報又は最寄りの警察署・交番等）
- 4 消防団

第3 市長への通報

異常現象を発見した場合あるいは住民から通報を受けた市職員、消防職員・団員又は警察官は、直ちに市長（危機管理課）に通報すると同時に、住民へ異常現象発生のお知らせを徹底を図る。

第4 市長の関係機関への通報

市は、前項の通知を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに次の通報システムにより通報する。



第5 住民に対する周知徹底

異常現象発見時における通報先については、平素から市広報等により住民に周知徹底しておく。

第9節 予報警報等の伝達及び周知の方法

第1 周知徹底の方法

予報警報の通報を担当する各機関は、本節の各項に定める伝達方法の他、次の方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

- 1 市防災行政無線、緊急速報メール、木津川市防災情報メール、市公式LINEアカウント、防災情報電話配信サービス、防災情報ファックス、Lアラートによる方法
- 2 サイレン、警鐘等による方法
- 3 マイク、広報車等を利用する方法
- 4 伝達組織を通じて徹底する方法
- 5 気象告知板による方法（鉄道気象告知板等）
- 6 ラジオ放送、テレビ放送による方法
- 7 インターネット上のホームページによる方法

第2 通報連絡内容の略符号化

予報警報の通報連絡は、迅速かつ適確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

第3 通報連絡体制の確立

予報警報の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

第2章 情報連絡通信網の整備計画

関係部署	危機管理課、企画戦略部、総務部、消防本部、消防団
------	--------------------------

第1節 計画の方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な連絡手段を確立するとともに、関係機関や住民等との連携・協力により情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、平時からの災害情報のオープン化を図るよう努める。

第2節 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

- 1 市防災行政無線
- 2 京都府防災行政無線
- 3 消防本部保有の消防救急無線等
- 4 消防団無線
- 5 NTTの災害時優先扱いの電話

第3節 情報連絡手段の整備・拡充

第1 市防災行政無線等

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐ上からも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、災害対策本部を設置する市役所（本庁）と各支所、各地域に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備が必要である。

また、住民生活に密接な関係を持つ病院、学校、電力会社等生活関連機関と災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網の整備並びに災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、市役所と被害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線網の整備も必要である。

平成28年4月以降、同報系防災行政無線屋外受信機の整備を完了し、市内全域に対し気象警報や災害情報等の放送を実施しており、最大限の活用を図っている。

また、情報連絡手段の円滑で適切な運用を図るため、幹部職員、防災基幹職員等への緊急情報連絡・動員体制の確立を進める。

さらに、各世帯への連絡網の整備についても地域の自主防災組織等を通じて、拡充を図る。

第2 情報連絡手段の多様化

災害時には、電話の輻輳、通信施設の被害が発生し、緊急通信、情報の受発信が困難になる場合も想定されるため、次のような方策により多様な情報連絡手段の確保に努める。

- 1 既存の情報システムの有効活用（ファクシミリ機能を持つ情報システムなど）
- 2 府の震度情報ネットワークシステム、早期被害情報収集システムに対応した情報ネットワークの整備
- 3 市内LAN施設の非常時活用システムの整備、施設の停電・災害対策の強化
- 4 地域情報化推進事業（CATV整備、高速インターネット接続、IP電話など）の導入
- 5 市における気象情報等観測施設の整備
- 6 関係機関等（府山城南土木事務所や府立高校及び府の出先機関、郵便局等の公共機関・団体運輸関係業者など）との連携強化
- 7 情報ボランティア（無線システム構築事業者との協力協定締結、アマチュア無線の活用、情報処理専門技術者等のボランティア登録など）の確保
- 8 地域における非常時情報連絡拠点の整備
- 9 スペシャリスト職員の育成
- 10 住民向け非常時協力ルールの周知徹底
- 11 住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メール、防災情報メール、SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備を進める。

第3 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保する必要があるため、次の取組を行う。

- 1 電算室の環境整備
電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。
- 2 自治体クラウドの推進
「戦略的情報化政策研究会」において、自治体クラウドを活用した業務継続性の確保を検討する。

第4節 府災害対策本部との連絡

災害時に予想される通信混乱に際して、市から府災害対策本部への通信連絡系統を確立し、また、全ての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

災害時に市から府災害対策本部に対し情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路【第3編第3章第6節第2参照】に従って通信連絡を行う。

第5節 防災機関等

無線を整備している防災関係機関は、市及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ適確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関すること
- 2 被害状況等の通信に関すること
- 3 応援もしくは支援要請に関すること
- 4 その他、災害に関し緊急を要すること

第3章 河川防災計画

関係部署	危機管理課、建設部
------	-----------

第1節 計画の方針

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。このため市域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、国、府に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業等防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

また、木津川上流の名張川の高山ダム（相楽郡南山城村）について、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、連携を図り情報交換を行う。

第2節 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設器具、資材の整備等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動については、水防管理団体たる市がその責任を負い、水防活動を迅速かつ規律ある団体行動にするための体制をとらなければならない。

第3節 河川の防災計画

第1 河川の現況

本市は淀川水系木津川によって二分され、その他の市内主要河川は全てこの木津川に注いでおり、その多くが天井川である。特に、木津川右岸の河川は、上流の花崗岩からなる山地からの土砂流出が多い。木津川上流の複数の支流にはそれぞれダムが設置されており、本市に影響のある高山ダムの機能を次に示す。

高山ダム

(1) ダムの現状

- ア 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、発電
- イ 管理者 水資源機構（旧水資源開発公団）
- ウ 位置 相楽郡南山城村
- エ 河川名 淀川水系名張川
- オ 規模 アーチ重力式コンクリート
堤高 67.0m
有効貯水量 49,200,000m³

カ 竣工年月 昭和44年3月

(2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高117.0mから135.0mまでの容量35,400,000m³を利用してダム地点の計画高水流量3,400m³/sを1,800m³/sに調節する。

(3) 放流通報の連絡系統

本市への連絡は、水資源機構木津川ダム総合管理所高山ダム管理所から、NTT回線によりなされる。

市から関係事務所等（学校、病院、自治会等）に伝達する場合は、第1章第2節第3の3の伝達系統による。

第2 河川改修事業等

1 市管理の河川・水路

市管理河川・水路については、溪流部の浸食防止や土砂等堆積による河床の上昇に伴い発生する洪水被害の防止等水系一貫の思想に基づき管理強化に努める。

2 直轄河川、府管理河川

直轄河川や府管理河川について、必要に応じ、拡幅、掘削、護岸施設等の改修促進を淀川河川事務所、府に要望する。

第3 河川施設防災計画

1 耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水ポンプ場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、浚せつ等を実施する。また、府によるテレメータシステム等から適確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制の有効活用を努める。

2 河川は、火災等には河川自体が防火帯の機能を発揮し、河川管理用通路は非常用道路として、また、河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、こういった機能の向上を目指した河川整備を行う。

3 避難のための広場整備を行う。

4 緊急輸送路などとしての利用を考慮した河川管理用道路の整備を行う。

5 緊急時における生活・消防用水として河川水を容易に利用できるよう、取水ポイントまでのアクセスとなる坂路、階段護岸等の整備を進める。

6 破堤により甚大な被害が生じる天井川について、堤防等の耐震対策に努める。

7 合同樋門における内水排除のためのポンプ施設の設置を強く国、府に要望するとともに暫定的なポンプ施設の適正な維持管理に努める。また、他の樋門についても、点検・整備を適切にして、機能の維持に努める。

8 近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、貯留浸透施設設置など流域の流出抑制対策や、さまざまなソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な治水対策を図っていく。

第4節 危険区域（箇所）の警戒巡視

日頃から気象情報の適確な把握をし、異常降雨等による水害の早期発見に努める。また、災害を未然に防止し、又は、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、市内の危険区域の警戒巡視を行う。

主な危険区域として、府の管理する河川については、重要水防区域及び河川重点警戒箇所がある。

【資料編Ⅱ-4「重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧」参照】

第5節 危険箇所の周知

市は、浸水想定区域や重要水防区域、土砂災害警戒区域等を市防災計画に明記するとともに、表示及びポスター、パンフレットの配布等により関係住民への周知に努める。

第4章 林地保全計画

関係部署	危機管理課、建設部
------	-----------

第1節 計画の方針

都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策の必要性が増大してきている。

したがって、府は、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、森林の防災機能を高め、水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備をすすめる。市は府の行う治山事業に協力する。

第2節 治山事業

第1 土砂の流出、崩壊による災害の防止

国、府は、健全な林分の育成に努めるとともに、荒廃林地、山地災害危険地等の復旧・予防のため、府の山地災害危険地調査を踏まえ、計画的に対策を実施しており、新規に発生する林地崩壊については、山地災害危険地区に繰り入れる等とともに緊急を要するものから治山事業を実施する。

第2 小規模治山事業と災害の応急対策

市は、公共事業、府の補助対策事業については、積極的に取り組み、また極小規模のものでも場合によっては、被害拡大のおそれがあるときは、市単独で事業に取り組んで災害の拡大を防止するよう努める。

第3 地すべり対策

国、府は、地すべりに起因する山地災害危険地等を中心に注視しながら、緊急を要するものから防止工事を行う。

第3節 保安林の整備

国、府は、保安林に指定されている個々の森林を再検討するとともに、その特性を考慮して、保安林指定要件に適合した機能を最大限に有するよう整備する。

第4節 造林事業

第1 造林事業の概要

1 現状

本市の林野面積は、3,273ヘクタール（2015年世界農林業センサス）で、総面積の38.4パーセントを占める。

個人有林の造林事業は、最近全体としてやや後退の傾向にある。原因としては、山林労務の不足、外材輸入による木材価格の低迷及び拡大造林の奥地移行など、種々の条件が考えられる。

2 計画の方針

森林環境保全整備事業計画に基づき、着実な森林の整備を推進することにより、木材の生産機能はもとより森林の公益的機能の高度発揮を図る。

3 計画の内容

森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、間伐等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図ることとする。

また、放置され、機能の低下を招いている人工林に対しては、強度の間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備していくこととする。

さらに、人工林の伐採跡地で適確な更新が図られていない箇所については、緑の公共事業等で広葉樹を主体として植栽し、早期に森林の造成を図ることとする。

第5節 本市の山地災害危険地区

本市には、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等の山地災害危険地区があり、京都府と連携して地域住民に周知し、警戒避難態勢の確立に努める。

なお、山地災害危険地区に関する場所や種別などの詳しい情報は、京都府ホームページに掲載されている。

第1 山腹崩壊危険地区

山の斜面が崩れ落ちることにより、人家や公共施設等に直接被害を与えるおそれがある山の斜面をいう。

第2 崩壊土砂流出危険地区

山崩れや地すべり等によって発生した土砂が、溪流で土石流となって流出し、人家や公共施設等に直接被害を与える恐れのある山の溪流をいう。

第5章 土砂災害予防計画

関係部署	危機管理課、建設部
------	-----------

第1節 計画の方針

本市は、急傾斜地も多く、前線の停滞による集中豪雨、台風通過時における連続的豪雨等の自然条件によって、山くずれ等の山地に起因する災害が発生しやすい特性をもっている。

このため荒廃地、土砂災害危険地等を整備し、森林の維持、造成を通じて土砂災害から住民の生命、財産を守るため、次の事業を実施する。

地震等の際には、山腹崩壊地や、地すべり、地盤の緩みが発生し、降雨でがけ崩れなどいわゆる2次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念されることから、本編第4章「林地保全計画」、第5章「土砂災害予防計画」を準用して、これらの対策を推進する。

第2節 地すべり対策計画

一般に地すべりは、特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見ただけでは山くずれと判別しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので、主に地下水に起因しているのが特徴である。

本市には、地すべり危険箇所が3箇所、そのうち、2箇所が地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）である。【資料Ⅱ-5「災害危険箇所一覧」参照】

第1 地すべり対策の推進

地すべりはその判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、府は、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査して必要な対策を実施する。市域の地すべり危険箇所については、全て対策済み又は対策中である。

第2 住民への周知

地面にひび割れが生じるなどの異常現象が住民によって早期に発見でき、危険を回避できるよう、市は近畿地方整備局及び府と協力して、地すべり危険箇所・地すべり防止区域、前兆現象の周知に努める。

第3節 砂防対策計画

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修してもその上流の山地が荒れ、溪岸が浸食されている場合は洪水時に土砂を含んだ水が流れ出して、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起し、はん濫の原因になる。

本市には、砂防法第2条による指定箇所（砂防指定地）が36箇所存在する。この有害な土砂を土

砂生産区域でくい止めるため、治山事業とも調整し、土砂が流出するおそれのあるところについて砂防事業を推進するよう府に要請し、土砂災害の防止に努める。

第4節 土石流対策計画

第1 現状

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一旦土石流が発生すると、兩岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本市には、土石流危険溪流として、66 溪流存在する。土石流危険溪流とは、「土石流危険溪流及び土石流危険溪流調査要領（案）」により、土石流の発生の危険性があり、被害想定範囲内に1戸以上の人家が存在する若しくは今後住宅等の新築の可能性があると考えられ、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流（溪流勾配15°以上）である。

【資料編Ⅱ-5「災害危険箇所一覧」参照】

第2 住民への周知

山鳴りなどの異常現象が住民によって早期に発見でき、危険を回避できるよう、市は府と協力して、「土石流危険溪流及び危険区域」の箇所や前兆現象の種類の周知に努める。

第3 計画の方針と内容

市は、危険区域に対し土砂災害監視システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等を速やかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。

特に保全対象人家が5戸以上又は道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

第5節 急傾斜地崩壊対策計画

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所が88箇所、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域が8区域ある。

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領（平成15年3月、国土交通省河川局砂防）」により抽出された崩壊するおそれのある、高さが5m以上、傾斜度が30度以上の急傾斜地で、被害想定範囲内に1戸以上の人家が存在するか、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる箇所で、そのうち、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）に基づき、府において急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

【資料編Ⅱ-5「災害危険箇所一覧」参照】

第1 調査及び住民への周知

急傾斜地崩壊危険区域及び住家等に影響を及ぼすおそれのある急傾斜地の総合的な調査を実施し、過去の被害状況等を参考に検討を行い、緊急なものから指定及び崩壊防止工事の実施について府に要請するものとする。

また、崩壊による被害のおそれがある住民に対し、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及に努める。

第6節 警戒避難体制の確立

土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度に止めるために、事前措置として日頃から危険予防箇所の把握と、防災パトロールを強化し、次の事項等に基づいて実施するものとする。

また、府とともに土砂災害警戒区域の指定を進めるものとする。

第1 警戒又は避難を行うべき基準

気象情報、雨量、警戒避難基準等を参考に設定する。

大雨には、局地性があるので、雨量観測地基準雨量に達しない場合でも危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう住民を指導するものとする。

第2 避難所及び避難路の設定、周知

避難所及び避難路の選定に当たっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受けるおそれのない場所及び洪水氾濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定し、土砂災害ハザードマップを作成して住民に対し周知徹底を図る。

第3 情報の伝達等

- 1 毎年1回以上のパトロールを実施し、関係住民の注意を喚起する。
- 2 大雨等により、区域内に災害の発生するおそれがあるときは、同報系防災行政無線、広報車、サイレン等の方法により、直ちに関係住民等に情報の伝達を行うことで警戒体制をとらせ、状況に応じ避難指示等を行う。

第4 防災知識の普及及び防災活動の実施

市防災関係職員や住民に対し、土石流危険渓流等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

第5 警戒避難体制等

- 1 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。

(1) 土砂災害に関する情報等の収集・伝達方法

情報の収集は次節「土砂災害警戒情報及び府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）」により行い、伝達方法は「災害予防計画 第31章第2節避難の周知徹底」を準用する。

(2) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ア 避難所については、土砂災害警戒区域に指定された地域の特性等を踏まえ、土砂災害警戒時の避難所を指定する。

イ 避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう区、町内会・自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

2 警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。また、これらの施設のうち、土砂災害防止法に基づき本計画に記載されたものは、土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成するものとする。

3 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、上記1で定めた事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

【資料編Ⅱ-2「警戒すべき区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法」参照】

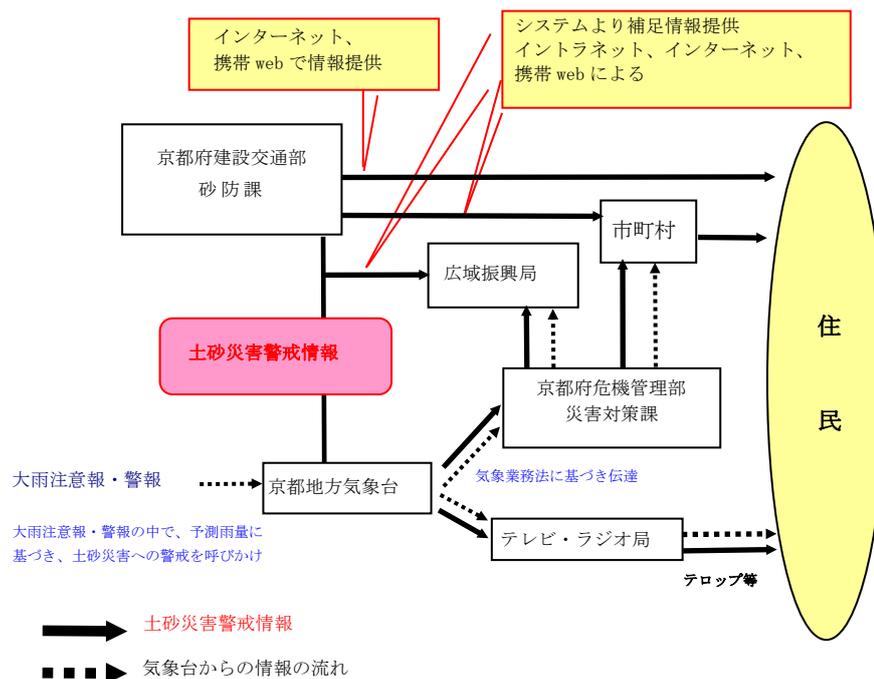
第7節 土砂災害警戒情報及び府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

（目的）

京都府と京都地方気象台は、大雨による土砂災害が見込まれる時に、市長が住民に対して行う避難指示等の防災対応を適時適切に判断できるよう支援すること及び、住民の自主判断にも利用できることを目的として土砂災害警戒情報を共同発表し、関係機関及び住民へ伝達する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき、避難指示等必要な措置を講じる。



第2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

- 1 警戒基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。
- 2 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議の上、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

第3 発表単位

該当市町村に対し土砂災害警戒情報を発表する。ただし、発表区分は、第1章第7節第1のとおり。

第4 留意点

土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。

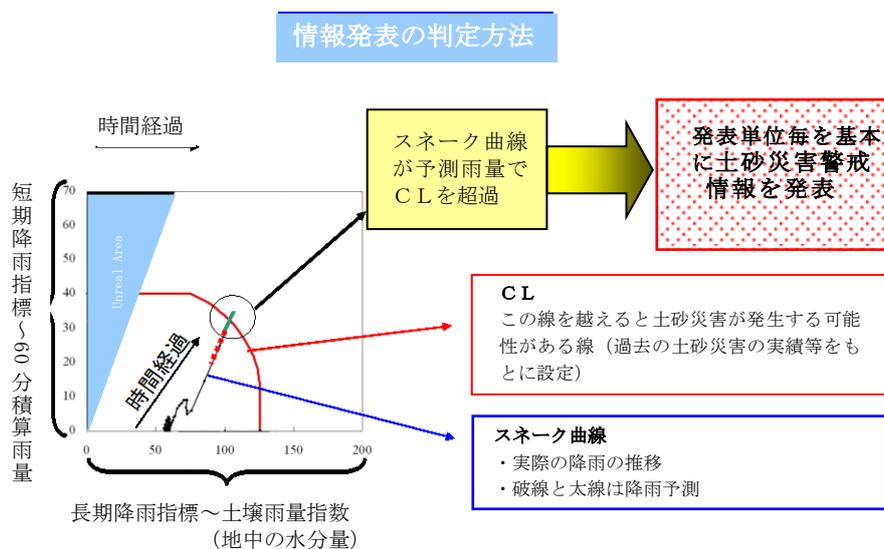
- 1 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- 2 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したもの

ではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

第5 京都府土砂災害警戒情報システム

1 システムの概要

本システムは气象台による精度の高い降水予測（解析雨量）と、京都府の作成した1kmメッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。



2 市町村への情報提供

京都府は、市町村に対し、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達する。また、京都府土砂災害警戒情報システムにより、地図上で危険度レベルの確認ができる情報をイントラネット、インターネット、携帯 Web で発信をする。

3 用語解説

解析雨量 : 気象庁・国土交通省が保有する気象レーダーの観測データに加え、気象庁・国土交通省・地方自治体が保有する全国の雨量計のデータを組み合わせて、1時間の降水量分布を1km四方の細かさで解析したもの。

土壌雨量指数: 降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したもの。

CL : この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性がある線。過去の土砂災害の実績をもとに設定した。

第8節 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、府による「土砂災害警戒区域（土砂災害により住民の生命等に危害が生じるおそれがあると認められて知事が指定する区域）」及び「土砂災害特別警戒区域（「警戒区域」のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民の生命等に著しい危害が生じると認めて知事が指定する区域）」が指定された場合には、警戒避難体制の整備や特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転勧告などについて、府と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。また、既に指定されている地域についても、必要な土砂災害防止施策を引き続き実施する。

木津川市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

地域	自然現象の種類	指定区域	
		土砂災害警戒区域 (箇所)	土砂災害特別警戒区域 (箇所)
木津	土石流	14	4
	急傾斜地の崩壊	43	41
加茂	土石流	46	19
	急傾斜地の崩壊	174	165
	地すべり	3	-
山城	土石流	15	6
	急傾斜地の崩壊	58	57
合 計		353	292

【資料編Ⅱ-5「災害危険箇所一覧」参照】

第6章 道路防災計画

関係部署	建設部
------	-----

第1節 計画の方針

崩土及び冠水等による侵食及び軟弱土質等の地勢的原因によるもの並びに積雪等による被害を防止し、被災常襲道路の解消及び災害時における道路、橋梁等の安全を確保するため、次の事業を実施する。

第2節 道路及び橋梁改良事業

道路については、次の道路改良事業を行うことにより、災害の防止及び軽減に努める。

- 1 災害時の緊急輸送道路となる次の道路などの早期改良・整備を各道路管理者に要請していく。
 - ・第1次緊急輸送道路
京奈和自動車道、国道24号、国道24号（城陽井手木津川バイパス）、国道163号、主要地方道八幡木津線、市道木712号相楽台15号線、市道木713号相楽台16号線
 - ・第2次緊急輸送道路
主要地方道木津信楽線、主要地方道奈良加茂線、主要地方道天理加茂木津線、主要地方道枚方山城線
- 2 市道については、国道や府道の整備計画に合わせ、上記の災害時の緊急輸送道路等との連絡道路、土地利用上の観点から必要となる道路について整備を図る。
- 3 水害により絶えず路面が水没する箇所及び道路損壊のおそれがある箇所に対し、これを防止するため嵩上げ等を行う。
- 4 大雨などによる土砂崩れや落石の危険が高い道路に、危険防止のためのネット及びコンクリート擁壁を設置する。
- 5 水害等による橋梁の破損、流失を防止するため、橋梁改良を行う。

第3節 地震対策機能強化

地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）を指定し、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

府への改良・整備の要請も含め、次のような計画を進める。

第1 災害に強い道路の整備

崩土、落石等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を進める。また、市街地内の避難路となる道路については、交通機能の確保とともに、火災の延焼防止にも寄与する街路樹緑化など、災害に強い道路整備を行う。

第2 重要な道路構造物の整備

1 橋梁の整備

地震による橋梁の落下等を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、橋梁耐震点検調査を実施する。

なお、横断歩道橋についても同様の措置を行う。

2 トンネルの整備

地震災害時の交通機能を確保するため、トンネルの安全点検調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については、計画的な整備を進める。

第7章 農業用施設防災計画

関係部署	建設部
------	-----

第1節 計画の方針

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道などの農業用施設は、市内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設としての役割を担っているが、これらは自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでも大雨等による数多くの災害に見舞われてきている。

農業用ため池は、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では最も注意を要する施設である。また、決壊により人家や病院、学校等の施設に影響を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」に位置づけ、監視管理体制の強化や詳細調査を実施し、対策工法等を検討する等、重点的に防災・減災対策を行うものとする。

したがって、豪雨、洪水、地震などの災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図るものとする。

【資料編Ⅱ-6「防災重点農業用ため池」参照】

第2節 大雨、洪水対策

第1 ため池

- 1 巡視による異常の早期発見とこれの報告、特に草刈り等の日常管理の励行を行う。
- 2 斜樋底樋の排水態勢の点検整備を行う。
- 3 堤体の応急補強と通行規制を行う。
- 4 洪水吐及び下流放水路障害物の除去を行う。
- 5 不用貯水の排除及び事前放流を行う。
- 6 ため池点検調査やハザードマップ作成に取組むとともに、府山城広域振興局が行うため池の諸元情報のデータベース化に協力する。

第2 頭首工

取水口、土砂吐、洪水吐等の各種ゲートの整備点検と操作の演習を行い、洪水流下を阻害しないよう、また、取水ゲートからは河水が堤内地に流入しないよう措置をとる。

第3 用排水路

- 1 しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理を行う。
- 2 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実にを行う。

第4 ポンプ

- 1 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備や試運転を行い非常時に備える。
- 2 ディーゼル機関の燃料の確保保管
- 3 浸水するおそれがある用水ポンプ用原動機の格納
- 4 排水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

第5 農道

路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃を行う。

第6 工事中の施設

仮締め切りの点検

第3節 地震対策

第1 保守管理の徹底

農地や農業用施設そのものの被害（1次災害）が最小限となるよう、保守管理を徹底する。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにしておく。

第2 地震対策機能の強化

地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておく。対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次被害）を与えるおそれのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難所や緊急用水確保としての活用についても検討を加える。

第3 ため池等防災計画

1 計画の方針

ため池には常時貯水が行われているので、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、常時設備の保守管理を徹底させるとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の情報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

2 ため池及び関連設備等の計画の内容

(1) 台帳整備と保守管理の徹底

市内に存在するため池の諸元や情報（所在地、規模、形式、管理者、図面、現況写真、改修歴、被害想定等）などを記載したため池台帳（府によるデータベース）を、地震時における対策や地域の防災対策に役立てることとする。

また、平常時における保守点検や維持管理をため池管理者に対して徹底する。

(2) 点検調査と防災対策工事の施工

「防災重点農業用ため池」に重点をおいた、定期的な点検調査（老朽度、漏水堤体損傷、諸

設備の故障及び能力不足、堆積土等の調査)を行い、ため池管理者に対し注意を促すとともに、必要な対策工事や措置を行うよう指導する。

(3) 地震発生時における緊急連絡体制の確立と対策

地震発生時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行い、連絡体制を確立する中で、ため池管理者に対し緊急放流を行わせるなどの対策を講じる。

なお、ため池管理者に対し徹底する緊急安全点検は、震度5弱以上の地震が観測された地域にあっては全てのため池とする。

(4) 地震発生時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置付け、必要な整備を行い、地震発生時などの緊急用水確保に役立てる。

第4 農地農業用施設（ため池を除く）の防災計画

1 計画の方針

地震発生時などにおいて、農地や農業用施設そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、施設の管理者に対し保守管理を徹底させるとともに、計画的に対策工事や施設改修を行う。

また、対策工事や施設改修に当たっては、地震発生時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与えるおそれのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難所等としての活用についても検討する。

2 計画の内容

(1) 保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対し、保守管理を徹底するとともに、老朽化や機能障害などで安全性に問題がある施設については必要な対策工事や修理・改修を行うよう指導する。

(2) 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

被災すると、人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修の際には耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

(3) 防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりを持った農地は、避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。

また、農業用施設についても、防火用水など緊急時の用水確保に利用することができる。

利用可能なところは、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

第4節 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設の平常時の巡視点検調査をより一層厳重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にして積極的な協力を呼びかける。

第8章 防災営農対策計画

関係部署	建設部
------	-----

第1節 計画の方針

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導を行う組織、方法等について定める。

第2節 風水害予防対策

第1 農作物対策(夏季)

1 水稲

- (1) 早期栽培の導入や、早・中・晩生品種の組合せにより危険分散を図る。また、出穂後の冠水では穂発芽性が被害程度と密接な関係があるので、穂発芽のしにくい品種を栽培する。
- (2) 早期栽培稲で刈取期にあるものは早目に刈取る。
- (3) 風台風の場合、倒伏、乾燥防止のため深水に努める。
- (4) けい畔を補強し、水路を清掃補強しておく。
- (5) 既に刈り取って稲架掛けしているものは、倒伏しないよう補強する。
- (6) 地干ししているものは、速やかに稲架掛けするか又は安全な場所に搬入し、穂発芽又は流失等が起こらないよう注意する。
- (7) 流失しやすい場所に稲架掛けしているものは、安全な場所に移す。
- (8) 栽培法では、窒素が効き過ぎないようにする。特に冠水害の起こりそうな時は、窒素追肥はしない。

2 豆類

- (1) 排水溝は、整備しておく。
- (2) 倒伏防止のため、中耕培土をしておく。

3 茶園

- (1) 新植、幼木茶園は風害を受けやすいので株元に土寄せし敷草を行う。特に風当たりの強い茶園では竹ざお等に茶樹を結束し、茶樹の動揺を避ける。
- (2) 傾斜地の茶園は浸食防止のため土壌表面のマルチや周辺排水溝の整備をする。隣接林地との境界に水路を設け、雨水の茶園への流入を防ぐ。法面を保護するため、コンクリートブロックやふとんカゴなどで土どめを行う。
- (3) 茶園に点在する覆小屋の戸口及びトタン屋根を十分補強するとともに被覆資材の保全を図る。
- (4) 育苗ほの覆いを補強する。

4 野菜

- (1) 現在、作付されているものは、早めに収穫するほか、植物体を保護するため、ネットで茎葉を押さえて支柱等の補強を行う。きゅうり、えんどう等つる性のものは、支柱を倒して地面に

はわせる。

- (2) 育苗中のものは、苗床に寒冷しゃを覆って保護に努め、状況により、定植時間を外す、あるいは補植苗を準備するなど作付け面積の確保に努める。
- (3) 直まきのものは、は種期や間引時間の繰り下げを行うほか、は種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
- (4) 寒冷しゃ等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去収納する。
- (5) ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し、補強を行う。また、ハウス骨材の補強を行う。
- (6) 排水溝を整備する。特にハウス周囲は水量が多いので、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。

5 果樹

- (1) なし、もも、ぶどう等で収穫期にあるものは、事前にできるだけ収穫する。
- (2) 主枝、亜主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い枝の動揺を防ぐ（不完全な支柱は、逆に被害を大きくすることがある。）。
- (3) 果樹園の倒壊を防ぐため、支柱立て、控え線の増加等補強する。

6 花き

- (1) 排水溝を整備しておく。
- (2) ネット栽培のものにおいては、支柱の補強を行うとともにネットをしっかりと張っておく。
- (3) ハウス栽培においては、被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウスの補強を行う。

第2 農作物対策(秋季)

1 水稲

夏季予防対策に準ずる。

2 豆類

- (1) 収穫期にある豆類は、早めに収穫する。
- (2) 排水溝を整備する。

3 野菜

- (1) きゅうりなど収穫期にある野菜類は、早めに収穫する。
- (2) これらの樹体保護のため、なす等については支柱の補強、きゅうり等つる性のものについては支柱を倒して地面にはわせ防風ネットを張るなどの対策を講じる。
- (3) は種期にある野菜は、時期を遅らせ模様を見て、は種する。
- (4) だいこん等直まきのものは、間引きを遅らせるとともに動揺を防ぐため土寄せを行う。
- (5) キャベツ、たまねぎ等の苗床は、強風雨が当たらないよう寒冷しゃを覆って防風措置を講じる。
- (6) 排水溝を整備する。特にハウス周囲は、水量が多いのでハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。
- (7) ハウスのビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し、補強を行う。また、ハウス骨材の補強を行う。

4 果樹

夏季予防対策に準ずるほか、なし、くり、かき、ぶどう等で収穫期にある果樹は早目に収穫する。果樹及び棚の損傷等を防止するため、支柱を立て、棚を補強する。

5 花き

夏季予防対策に準ずる。

6 茶園

夏季予防対策に準ずる。

7 その他

- (1) 農薬の保管倉庫はあらかじめ雨もり、浸水のおそれがないかなどの点検、修理を行う。
- (2) 水害を受けやすい倉庫及び場所に保管されている場合は事前に安全な場所に移し、厳重に保管する。

第3 林業対策（風害）

1 しいたけ

フレーム、楯起しの支柱を補強する。

2 炭窯

窯小屋の補強をする。

3 苗畑

日覆の補強、排除をする。被害を生じた場合は、病虫害の発生防止を講じるとともに施肥により樹勢の回復をはかる。

4 森林

被害木の早期処分をはかり、病虫害の発生を防止するとともに、根ゆるみした幼齢林木は根踏みをして活着と樹勢の回復促進をはかる。

第4 林業対策（水害）

1 治山

治山現場を点検して次の措置をする。

- (1) 築設中の構造物は、埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして倒壊、亀裂等を防止する。
- (2) 床棚周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに、切取り、盛土の法面を整理して崩壊を防止する。
- (3) 機材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

2 林道

- (1) 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。
- (2) 溪流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。
- (3) 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか又は安全な場所へ移しておく。
- (4) 工事中の林道は治山と同様の措置をする。

3 苗畑

排水をよくしておくとともに水の流入を防止する措置をする。水害をうけたときは残存樹苗の病虫害、発生を防止するため、殺菌剤を晴天日に散布する。

4 炭

窯の周囲の排水を良くし、窯小屋の屋根が雨もりしないよう補修する。

5 しいたけ

排水、通風をよくして、雑菌のまん延を防止する。

第5 畜産対策

1 飼料の確保・保管

備蓄飼料については、飼料の品質低下を招かないよう保管方法及び保管場所に万全を期すこと。

2 畜舎等の補強

畜舎等の破損箇所、危険箇所を点検し、修理・補強をしておくこと。また、畜舎周辺の排水路を整備しておくこと。

3 畜産物の保管・出荷

生乳、鶏卵等畜産物の保管・出荷については、事前に災害時にとるべき処置を検討しておくこと。なお、生乳の保管は4℃で48時間が限度であることから、隔日出荷のための保存場所を検討しておくこと。

4 家畜の退避

家畜の退避方法・退避場所等について事前に検討しておくこと。

5 停電時の処置

集乳場、育すう所等においては、停電の場合に備え自家発電機の整備等とるべき処置を検討しておくこと。

6 家畜の衛生対策

災害時には、炭そ、イバラキ病と牛流行熱、豚丹毒、鶏ニューカッスル病などの家畜伝染病やその他の病気が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分に行うなど日常の飼養管理の徹底を図ること。

7 家畜の防疫・緊急救護体制の整備

山城家畜保健衛生所を中心に家畜防疫及び緊急救護体制を整備するとともに、各家畜診療所においては災害時に備えた緊急医薬品等の確保を図ること。

第3節 晩霜と低温障害予防対策

第1 農作物対策

1 野菜類

- (1) 二重トンネル、こも、シルバービニール等の利用、ビニールマルチ等により夜間温度を高めるとともに、日中は高温にならないよう注意する。
- (2) 定植を一時遅らすもの、苗の状況で遅らせないものや露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により被害の軽減に努める。なお、定植は、とくに地温12℃以上になってからとし、定植

後は地温を上げるようにする。

- (3) ハウストンネルでは高温後の低温時にはアンモニア、亜硝酸ガスの発生することがある。また、ストーブや練炭などを持ち込むと一酸化炭素の害がでる。
- (4) 土壌水分を十分にもたせる。
- (5) 予備苗を危険がなくなるまで持つ。

2 果樹

- (1) 種類別凍霜害危険温度は次のとおりであるので、早目に燃焼資材など準備して対策の徹底を期す。

果樹の霜害発生限界温度〔1967 中川、角田〕

種類	生育ステージ	霜害発生限界温度(°C)
う め	満 開 期	-7~-8
	幼 果 期	-3~-4
も も	満 開 期	-2.5
日 本 な し	満 開 期	-1~-1.5
	幼 果 期	-1~-1.5
ぶ ど う	ほ う 芽 ・ 展 葉	-2.5~-3
か き	ほ う 芽 期	-1.5~-2

(注)百葉箱内温度であらわす。

- (2) ぶどうの被覆栽培では、一時的な暖房を行う。なおこの場合、ハウス内のガスに注意すること。また、ハウス内のかん水を十分行い、蓄熱することも効果がある。
- (3) 人工交配を実施して結実を確保する。
- (4) 樹勢着果状況等を勘案の上、摘果は2~3回に分けて行う。

3 茶園

(1) 防霜ファン

サーモスタットを3°Cに設定しておき、萌芽15日前から運転する。

(2) スプリンクラー

水量を十分に確保し、機器の点検を確実に行う。水量は3mm/時間の場合、10aあたり毎時3tが必要なので、面積、散水時間を考慮して準備する。散水は摘採面の温度が2°Cになったら開始する。散水回数が多くなると過湿になりやすいので排水対策を十分に講じる。

(3) 高棚被覆

降霜が予想されるときは早めに被覆（樹冠面から60~90cmの高さ）を行う。傾斜地では、山側の側幕を閉じ冷気の流入を防ぐ。

(4) トンネル被覆

一般に摘採期の促進を目的として行うが、防霜効果は劣る（透明の被覆資材は夜間の保温効果がほとんどない）。被覆資材は茶株面から40cm以上離し、すそ部は地表面から25cm程度あけて設置し、風でめくれないようにしっかり固定する。

(5) 敷草の処理

敷草で地表面全面を覆うと、過冷却によって敷草の温度が下がり、被害を増大させることがあるため、敷草は、茶園の株元に押し込む。

第4節 干害予防対策計画

- 1 土地改良区及び農業水利組合は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認し、漏水損失等のないよう水利施設の整備・補修を行い、水源より耕地に至るまでの水の損失を最小限に止める。特に、揚水機は、試運転を行い揚水量の可能性を点検する。
- 2 干害発生のおそれのある場合、その水利用を最も有効に使用する方法により、節水を行い干害の未然防止に万全を期する。なお、揚水機等の臨時的設置の応急対策の準備に着手する。
- 3 農作物については、次の措置をとる。
 - (1) 果樹、茶、豆類等農作物全般に敷わら、敷草を増施（10アール当たり1～2トン）して乾燥を防ぐ。
 - (2) 水源のあるところはポンプ、樋等の使用により、極力用水の確保に努め、用水が不足する場合は集中かん水することとし、特に穂ばらみ期の水稻は重点的にかん水する。
 - (3) 豆類では、は種に当たっては耕うん作業をできる限り遅らせて土壌の乾燥を防ぐとともに、アブラムシ類の多発が予想されるので防除を徹底する。
 - (4) 野菜、果樹等施肥の必要な場合は、かん水をかねてうすい液肥にし、日中をさけて夕方施す。
 - (5) 野菜、果樹で、多発が予想されるうどんこ病及びアブラムシ類、ハダニ類等について防除の徹底を図る。
 - (6) 果菜類では、曲がり果や肥大不良果などの発生を防ぐため、1株当たり2リットル以上のかん水を行う。
 - (7) 栗、桃、梅、ぶどう等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。
- (8) 茶園管理
 - ア 幼木園は干ばつ害を受けやすいので、5～7日間隔で気温の下がる夕方にかん水を行うとともに、敷草によって株元の保護に努める。
 - イ 成木茶園では、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。また、深刈り、中刈りなどの更新を行った茶園ではかん水を行う。
 - ウ 被覆施設のあるところでは、化学繊維資材（遮光率60～70%）、よしず等で筋掛けする。
 - エ 干ばつ時にはカンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマなどの害虫の被害が増大しやすいので、適確な防除を行う。

第9章 建造物防災計画

関係部署	建設部、教育部
------	---------

第1節 計画の方針

災害による建造物の防災対策を実施し、住民の財産と建造物を利用する人々の安全の確保を図る。

また、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、「災害からの安全な京都づくり条例（平成28年8月4日京都府条例第41号）」及び地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第111号）第2条の規定に基づく京都府地震防災緊急事業五箇年計画及び公共施設等耐震化事業、住宅・建築物安全ストック形成事業（又は京都府木造住宅耐震改修等事業）などを活用するとともに、市が作成した「木津川市耐震改修促進計画」に基づき、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか地盤の改良や基礎ぐいの使用等構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

第1 建築物等防災対策

- 1 建築物が備えるべき安全性としては、以下の性能の確保をめざす。
 - (1) 構造耐力上の安全性
建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。
 - (2) 防火性・耐火性
火災の発生に対し、その拡大を押さえ、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形をおこさないこと。
 - (3) 耐久性・耐候性
建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。
 - (4) 使用上の安全性・避難上の安全性
建築物の使用に当たり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。
火災時等には防火区画、避難階段等が有効に機能すること。
 - (5) 良好な環境衛生条件の確保
健康に悪影響を及ぼす衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。
- 2 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて推進するものとする。
 - (1) 適切な安全機能を備えた建築物の供給
建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工する。
 - (2) 適切な維持保全の徹底
建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を

一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとる。

(3) 既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行う。

3 工作物等の倒壊防止・落下防止

ブロック塀については、その実態把握を行うとともに、施工技術の向上、既存塀の補強、改修等の啓発を行う一方、宅地の緑化を図るため、新しい住宅については生垣の奨励を進める。

また、安全点検パトロール、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPRを行う。

自動販売機については、設置者に対し、倒壊防止のための対策をとるよう指導する。

建築物の外装材（屋根瓦、外壁、窓等）、看板等については、落下防止のための施行技術の向上、より安全性をもった設計と工事監理を徹底する。

4 空家等による被害防止

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第2 宅地防災対策

宅地造成等に伴う宅地災害対策については、がけ崩れ、土砂の流出による災害などに対し安全な宅地が供給され、良好な環境の住宅地が造成されるよう宅地防災対策に努める。また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については移転等を推進する。

今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、府等との連携により被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成に協力するとともに、府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会並びに全国の都道府県で組織する被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

第2節 対象建築物と具体的対策

建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等多数の者が利用する建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物の用途、構造、使用状況等に応じ、適確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、総合的な耐震改修を促進する。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか地盤の改良や基礎ぐいの使用等、構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

第1 公共建築物

庁舎、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

- 1 新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定
- 2 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
- 3 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進

第2 不特定多数の利用する特殊建築物

劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等の不特定多数が使用する特殊建築物は、高い防災性能が必要であり、府と連携して以下の対策を講じる。

- 1 設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定の徹底
- 2 建築基準法第12条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化
- 3 「京都府建築物耐震改修促進計画（令和3年3月）」に沿って策定した「木津川市建築物耐震改修促進計画」に基づく指導・助言、指示により耐震診断・改修を促進、普及啓発事業の推進、耐震改修促進法の認定制度を活用した耐震改修の誘導

第3 住宅、その他の建築物

住宅や、不特定多数の利用する特殊建築物以外の建築物は、府と連携して建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

- 1 住民に対する建築防災の普及・啓発推進
ダイレクトメールなどによる広報やフェアなどによる制度周知を府や建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。
- 2 建築相談、耐震相談窓口の設置
- 3 耐震改修促進法による認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資、府の住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業を活用した、耐震改修の誘導・促進
- 4 木造建築技術者に対して、木造住宅耐震診断士養成講習会等の耐震知識・耐震改修技術講習会を実施し、人材の育成を図る。
- 5 共同住宅等については、建築基準法第12条の規定による定期報告が必要であり、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、同法に基づく府の指導に協力する。

第4 重点的に耐震性能の向上を図る地域・建築物

- 1 老朽化した建築物が密集している地域では、地震時の建物の倒壊による避難路の遮断や、火災発生時に消火活動が阻害されるなど、被害の拡大が予想される。また、地域の防災拠点として機能する施設の周辺地区においても、建物の倒壊により防災拠点への避難路が遮断されたり、ライフラインの遮断による被害等により、当該施設が防災拠点としての機能を果たせなくなるおそれ

や、倒壊した建築物が道路を遮断することによって地域の復旧活動が困難になることも考えられる。阪神・淡路大震災の被害状況からも建物の倒壊率が高い地区においては、集団火災の発生が多く報告されており、これらの火災を防止したり、防災拠点としての機能を確保するためにも一定の区域での耐震性能の向上を図ることが重要であり、これらの区域の建築物の耐震診断・改修を促進する。

- 2 活断層等の周辺等地盤の状況が悪いと考えられる地域での耐震性能の向上を図ることが重要であり、これらの地域の建築物の耐震診断・改修を促進する。
- 3 緊急輸送道路、防災拠点へのアクセス道路の沿道区域での耐震性能の向上を図ることが重要であり、これらの区域の建築物の耐震診断・改修を促進する。

第5 普及・啓発の推進

京都府及び関係団体と連携して建築物所有者等に対し、広報紙等により行政地域、区、町内会・自治会を通じて建築物の震災対策の必要性を訴えるとともに、耐震診断・改修についての情報提供を行い、既存建築物の耐震診断・改修を促進する。

第6 住民等が耐震改修等を行いやすい環境整備

住民の耐震診断・改修に関する問い合わせに応じられるよう対応窓口を整備し、下記の対応を行うものとする。

1 簡易耐震診断の紹介

自分の家の耐震性を相談にきた住民に対し、「誰でもできるわが家の耐震診断」（監修：国土交通省住宅局）のリーフレットにより簡易診断の説明を行い、おおよその目安がつけられるように紹介する。

2 耐震診断実施者の紹介

木造住宅耐震診断事業の対象となる住宅所有者から、既存建築物の耐震診断の相談があった場合は、京都府木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき、京都府木造住宅耐震診断士登録簿に登録された建築士を紹介する。

3 耐震改修に対する融資の斡旋

京都府住宅改良資金融資制度を利用し、住宅のリフォーム（増改築・修繕）に必要な資金を長期に、低利率で融資を受けるために取扱金融機関への斡旋を行う。

第7 密集住宅市街地の面的整備

建築物単体の耐震改修促進と並行して、特に緊急に改善すべき密集住宅市街地について市を主体とする住宅市街地総合整備事業等に基づき面的整備を促進する。

- 1 整備に係る各種手法等を普及し、市主体の面的整備事業を誘導する。
- 2 地域住民に対し、区画整理、共同建替え制度等の各種整備事業を普及し、合意形成を図っていく。

第8 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

1 応急仮設住宅建設適地の確保

平常においてあらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

2 既存施設の利用

平常においてあらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。

第9 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、人身の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ適確な実施が重要であることから、府と連携して以下の対策を推進する。

- 1 被災建築物の応急危険度を判定する「地震被災建築物応急危険度判定士」の養成に協力する。
- 2 市は、職員及び住民に対し研修等を実施し、判定制度の周知及び防災意識の向上に努める。
- 3 京都府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携し、地震発生後直ちに判定活動を実施できる実施体制等の整備を進める。

第10 液状化対策

国、府、市及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、国、府及び市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図るものとする。

第3節 宅地造成等防災対策

市は、宅地造成等に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、府との連携により宅地造成及び特定盛土等規制法及び都市計画法による開発許可制度等により必要な規制を行うとともに、ハザードマップの確認等による宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には府、消防担当職員及び防災関係職員の協力のもと、合同一斉パトロールを実施するとともに、別に工事主及び工事施行者に対し、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関し、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起する。

第4節 市役所本庁周辺の基盤整備

市役所本庁は、大地震に強い免震構造となっており、有効な災害対策時の指揮所として位置づけ、周辺の道路網や駐車スペースなど関係機関及び関係団体等が活動しやすい施設等の整備に努める。

また、浸水時における災害対策の指揮所としての機能を維持するため、本庁周辺における排水機能の向上については、早期の整備が必要である。

第5節 都市公園施設防災計画

第1 現況

木津川市における次の都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

【資料編Ⅱ-7「都市公園一覧」参照】

第2 計画の方針

都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するのに必要な施設整備を行う。

また、一時的な避難場所となるオープンスペースを確保するため、公園緑地の整備推進を図る。

第3 計画の内容

1 都市公園の防災機能整備

各都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

- (1) 防火帯となる植樹帯等の整備
- (2) 避難場所や復旧活動の場、ヘリポート等に利用できる広場やオープンスペースを確保するとともに、公園内の園路や橋の安全性向上対策
- (3) 避難施設や防災センターとして活用可能な体育館、管理事務所等建築物について、必要に応じた耐震対策
- (4) 避難生活や防災活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

2 公園緑地の整備計画の策定

環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能を持つ公園緑地の保全・整備を図るため、必要に応じ都市緑地法に基づき、市の「緑の基本計画」の策定を行う。

第10章 文化財防災計画

関係部署	教育部
------	-----

第1節 計画の方針

本市の国宝をはじめとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。市は、国、府などの関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、災害からこれら文化財を守る。

文化財に関する防災業務の実施に当たっては特に災害の予防に重点をおき、万一の災害の際には適確な対応ができるように消防用設備等の設置を推進し、文化の向上に資するものとする。

第2節 文化財の保全・指導内容

第1 建造物

防災施設設備の対象として、各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自動火災報知設備未設置建造物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録文化財の自動火災報知設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものへの設置を重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

市指定文化財については、国指定、府指定文化財に準じた働きかけを行う。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐震・耐火のものとし、その設置に当たっては当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設備を設置するなど状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

第3 記念物、文化財環境保全地区

史跡、名勝、天然記念物、文化財環境保全地区の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第3節 文化財保護対策

市及び市教育委員会は、文化財の所有者に対し、次の事項について指導する。

- 1 文化財の所有者又は管理団体に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府・京都市）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災の方法等文化財の防災措置
- 2 避雷針、自動火災報知設備、自動消火装置、水利施設等防災設備の整備
- 3 災害時における文化財の避難搬出について施設に応じた詳細な計画の作成
- 4 文化財防火デー等の行事に合わせた様々な実施訓練の計画
- 5 消防機関等の文化財の防火・防災に関係のある機関との連絡、協力体制の確立
- 6 自衛消防隊の育成及び自主警備体制の強化並びに付近住民などによる自主防災組織の結成についての指導

【資料編Ⅱ-8「指定文化財一覧」参照】

第4節 防災思想の普及

市及び市教育委員会は、防災思想の普及を図るため、次の事項を行う。

- 1 文化財に対する住民の防災思想と愛護精神の普及徹底を図るための広報活動
- 2 所有者に対する管理保護についての指導と助言

第5節 補助金及び融資

文化財の防災事業に関する補助制度、融資制度を活用し、施設・設備の整備・充実に努める。

第1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等に対して、国庫補助金とは別に補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対しても、「京都府指定・登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設置及び保守点検等である。

第2 融資

公益財団法人京都府文化財団の行う融資制度

長期 10年償還 低利（年利2.2%）

融資対象は補助金事業と同じ。

第6節 震災対策

文化財の建造物に係る震災対策については、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」(平成8年1月17日策定)に基づいて、使用者等に維持管理及び使用方法の改善、補強を伴う修理事業の推進、周辺環境の整備、防災施設等の充実について助言指導を行い、貴重な国民的財産である文化財の保全に万全を期することとする。

第11章 危険物等保安計画

関係部署	総務部、消防本部
------	----------

第1節 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

第2節 危険物の予防対策

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状であり、消防本部予防課が府消防保安課との連携により取扱い事業所に対し次のような指導等を実施する。

第1 危険物製造所等の整備改善及び保安

- 1 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- 2 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。
- 3 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行うなど、現地において強力なる行政指導を実施する。
- 4 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

第2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- 1 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- 2 消防法第13条の23に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

第3 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物、特に石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1を超えるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え必要な事項について指導する。

第4 地震対策

屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討など、必要な事項について指導する。

第3節 火薬類及び高圧ガス対策

消防本部予防課が府消防保安課との連携により、取扱い事業所に対し次のような指導を実施する。

第1 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速かつ適確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

第2 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

第3 地震等によるガス漏洩防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏洩を最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対し安全な構造とし、一定規模以上の貯槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏洩防止措置を講じる。

第4 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

第5 火災に対する予防

- 1 火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。
- 2 高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

第6 保安指導

- 1 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期的に又は随時実施し、関係法令に定められた技術

基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。

- 2 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他の連絡調整を図り、必要に応じ大学教授等の学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。
- 3 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

第4節 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、「毒物及び劇物取締法による登録」を受けなければ製造、輸入又は販売はできない。

また、業務上毒物劇物を取扱う全ての者は、盗難・紛失防止のための措置を講じるとともに、表示、流出防止等の措置を講ずることとなっている。

加えて、毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせることとなっている。

府山城南保健所の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行っている。市は、必要に応じ、これに協力する。

第1 予防対策

- 1 毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行う。
- 2 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。
 - (1) 表示による貯蔵場所の明示
 - (2) 貯蔵設備、方法の確立
 - (3) 在庫数量の把握
 - (4) 貯蔵場所の検討

第2 対策の内容

貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。

災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。

また、災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

第5節 原子力以外の放射性物質対策

- 1 原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図るものとする。
- 2 1に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の強化を図る。

第12章 消防組織整備計画

関係部署	危機管理課、消防本部、消防団
------	----------------

第1節 計画の方針

市は、各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の充実、消防力の充実強化、消防団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び関係市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。

第2節 計画の内容

第1 消防組織や体制の充実・強化

高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。

このため、市は、消防本部及び消防団と連携し、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、住民生活の安心安全を図る。

1 市の消防体制の強化と連携の推進

- (1) 消防施設等の整備促進
- (2) 府立消防学校等による消防職員・団員の教育訓練(安全管理含む)の強化
- (3) 迅速な救急搬送の促進

2 消防団の充実・強化

- (1) 大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材、拠点施設の充実
- (2) 消防団員の確保
 - ア 青年層・女性層を始めとした入団促進
 - イ 消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくり
 - ウ 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進
- (3) 実践的な教育訓練体制の充実
 - ア 多機能消防車両の配備や活動環境改善など救助救出能力の向上
 - イ 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

第3節 消防組織の確立

青年層の都市等への人口流出、少子高齢社会の進行などに伴い、消防団員の確保が困難となりつつあるが、消防装備の近代化、機動化、水利施設の強化、若手消防団員の確保対策や女性、大学生消防団員の採用、団員の質的向上を図り、次のような対策を進める。

第1 消防体制の充実強化

- 1 消防団員の教養訓練の強化、消防団員の資質向上
- 2 消防団員の処遇改善

第2 消防計画の整備等

- 1 消防計画の整備
- 2 消防本部との連携強化
- 3 自主防災組織の整備強化

第4節 消防施設等の整備強化

第1 消防車両等

- 1 消防の近代化を図るため、消防力を再検討し、地域の防火対象物に見合った消防車両の整備を図る。
- 2 「消防力の整備指針」に基づき、消防用装備品及び施設等の充実強化に努める。

第2 消防水利

- 1 出火時の水利は消防にとって特に重要である。水道施設の敷設に伴い、水道消火栓の設備促進を行う。また、震災に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図るとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利を活用した多様な消防水利を確保する。
- 2 「消防水利の基準」に基づき防火水槽、水道消火栓、消防井堰等の消防水利の設置を年次計画により整備強化する。

第3 消防団無線

円滑な消防団活動を実施するため、現存の消防団無線を有効活用する。

第5節 消防意識の啓発

消防防災に関する各種行事を行い、さらに春秋2回全国火災予防運動に際し、各種関係団体の協力を求め、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を徹底する。

- 1 春期火災予防運動
- 2 秋期火災予防運動
- 3 「火災ゼロの日」毎月1日
- 4 消防大会、消防操法大会に参加し消防意識の啓発と消防志気を高める。
- 5 関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。
- 6 住宅用火災警報機設置の啓発

第6節 相互応援協定

第1 協定の締結

- 1 大災害発生に対し、相互応援協定の締結を積極的に進めるものとする。

【資料編Ⅱ-9「相互応援協定等一覧」参照】

第2 相互応援協定

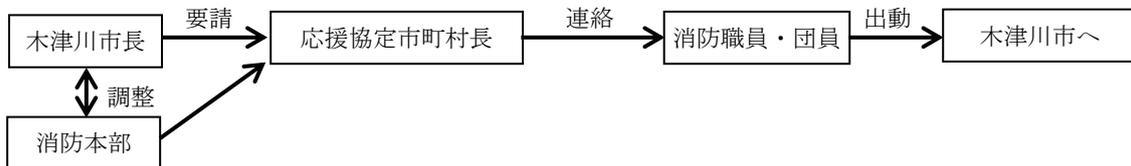
本市は京都府内市町村との相互応援協定を締結しているが、今後は同時に被災する可能性の少ない府外の市町村と、人的・物的応援や被災児童生徒等の一時疎開先としての協力体制を含む応援協定の締結を検討する。

【資料編Ⅱ-9「相互応援協定等一覧」参照】

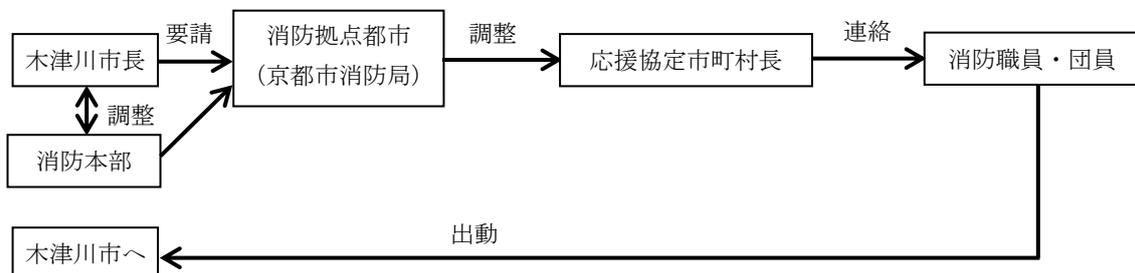
第3 応援要請連絡系統図

- 1 相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統

- (1) 隣接市町村相互応援協定による要請の場合



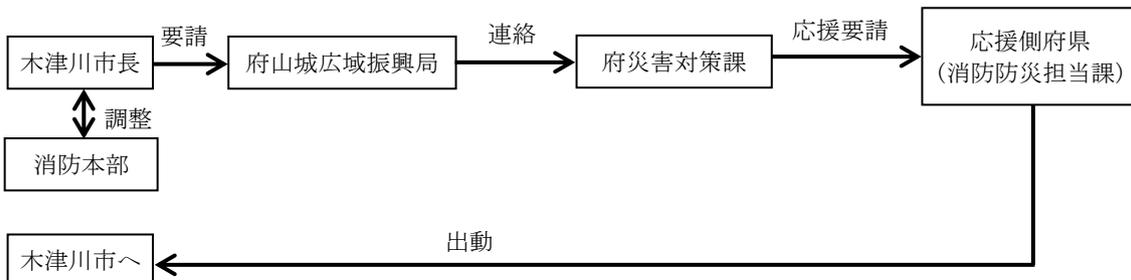
- (2) 京都府広域消防相互応援協定による要請の場合



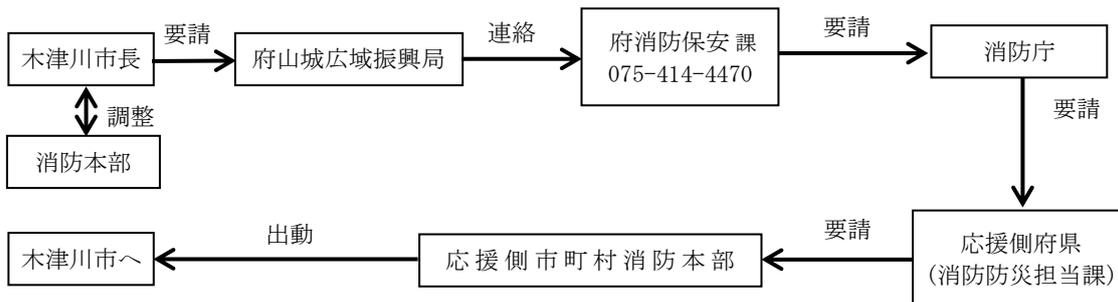
(注) 京都市へのへり支援要請を含む

- 2 他府県等へ要請するときの連絡系統

- (1) 他府県へ要請する場合（災対法）

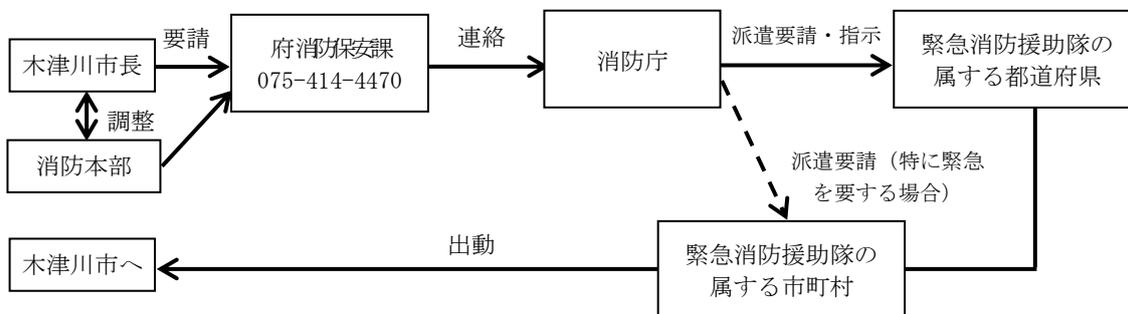


(2) 他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）

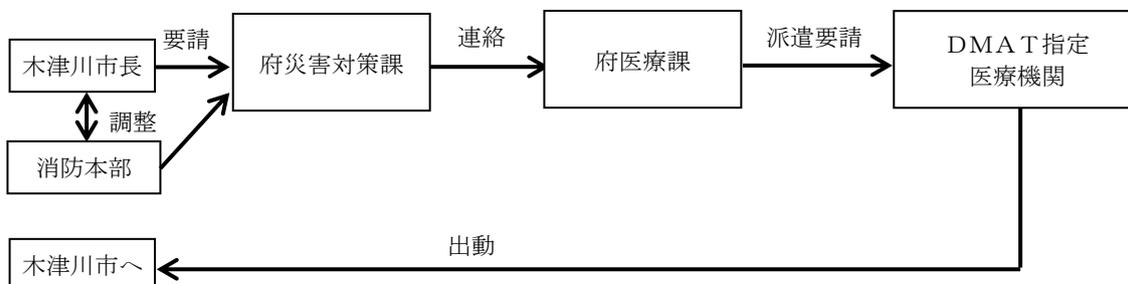


(注) 府災害対策本部設置後の応援要請については、全て府災害対策支部（木津地域総務防災課）を通じ、府災害対策本部あてに行うものとする。

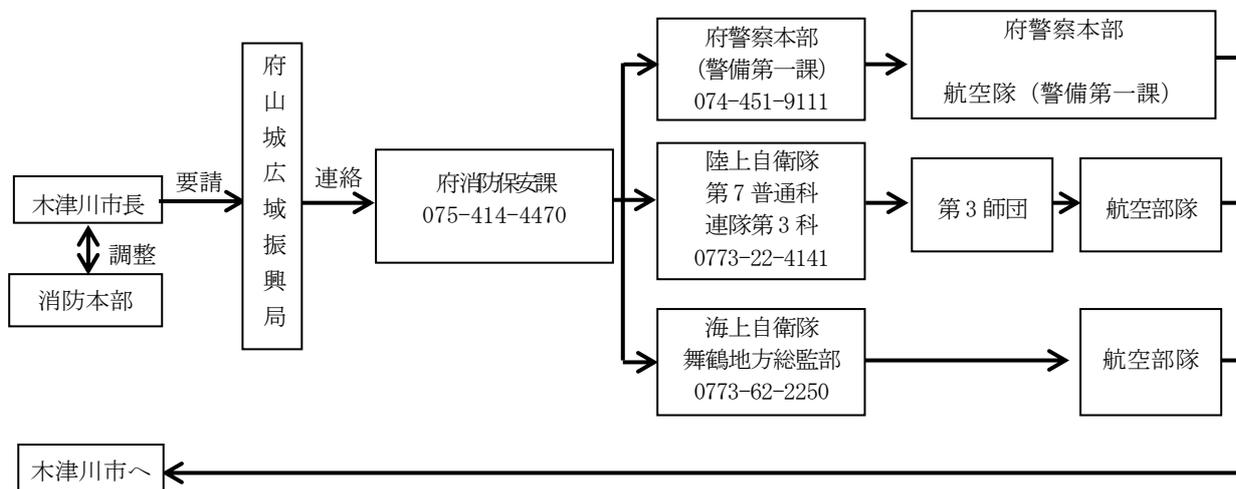
(3) 緊急消防援助隊を要請する場合



(4) DMATを要請する場合



(5) 警察・自衛隊のへり等の支援要請をするときの連絡系統



(注) 府災害対策本部設置後の応援要請については、全て府災害対策支部（木津地域総務防災課）を通じ、府災害対策本部あてに行うものとする。

第7節 消防団員の教養訓練の促進

近年の消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが求められており、関係機関と連携して次の教養訓練に重点を置いて実施する。

- 1 消防団員に対する予防及び警防指導員教育
- 2 消防団員の幹部教育
- 3 「警防活動時等における安全管理マニュアル」に基づく安全管理教育

第8節 防火管理者の育成・指導

消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任させ、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の取扱いについて消防本部と連携して指導する。

第9節 震災時の消防対策

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等、多面的な対策を実施する。

第1 出火防止、初期消火対策

- 1 出火防止計画
 - (1) 火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。
 - (2) 各家庭への広報を図り、家庭内から出火の要因の軽減を図るため、対震装置付器具（強い地震の揺れを感知し、自動消火する装置の付いた器具）の使用等の広報を行う。
 - (3) 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
 - (4) 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
 - (5) 対震安全装置付火気器具等の普及を図る。
- 2 初期消火計画
 - (1) 震災時における初期消火の実効性を高めるため、家庭、地域、事業所等に消火器、消火バケツの普及を図る。
 - (2) 初期消火の技術指導の普及を図る。
 - (3) 自主防災組織等への初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

3 地域住民等の協力

- (1) 家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。
- (2) 地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。
- (3) 市が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に努める。
- (4) 初期消火の要となる自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図るとともに、地域の消防団との連携を強化する。

第2 火災拡大防止計画

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防用設備等の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

第13章 鉄道施設防災計画

関係部署	危機管理課、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社
------	------------------------------

第1節 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査し諸施設の整備を行うとともに、早期復旧及び輸送の確保を図って、社会的使命を発揮する。

また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに、線路施設等の被災状況を適確に把握して、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

第2節 計画の内容

第1 鉄道各社の共通の対策

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- 1 高架橋及び橋梁の維持、補修及び改良強化
- 2 河川改修に伴う橋梁改良
- 3 のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トンネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持、修繕
- 7 通信設備の維持、補修
- 8 空頭不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- 11 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- 12 危険及び不良箇所の点検整備
- 13 落石、倒木警報装置の点検整備
- 14 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 15 その他防災上必要なもの

第2 西日本旅客鉄道株式会社の計画

- 1 気象異常時における取扱い
 - (1) 降雨、強風及び地震等により災害の発生するおそれがある場合、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を一時見合わせる手配を行う。
 - (2) 運転規制をする必要がある区間及び方法等をあらかじめ定めておく。

2 降雨

雨量警報装置が鳴動したことにより運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請を受けたときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

3 強風

風速計等により運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、運転士に通告する。

4 落石、地すべり及びなだれ

落石警報装置等の警報表示があったとき又は警報表示の通報を受けたときは、直ちにその区間に進入する列車の停止手配を行うとともに保守担当区長に連絡する。

5 地震

地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

(1) 在来線における地震時運転規制

現行、体感もしくは早期地震検知警報システムにより運転規制を行なっているが、気象庁発表震度を有効活用することにより運転取扱いを一部見直すとともに輸送指令による指示に一本化する。

(2) 落石検知装置の整備等

平成18年11月に発生した津山線落石脱線事故を受けて、落石に対する健全度判定の考え方及び落石対策の考え方を整備するとともに落石対策工について実施時期、方法等の標準を策定した。また、落石等の災害が予想される鉄道と道路が近接した箇所を特定し、道路管理者との情報共有化を図ることとする。

(3) 列車防護

地震災害時には、運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第一要件であると考えられるので、西日本旅客鉄道株式会社では耐震列車防護整備計画を推進する。

なお、耐震列車防護方式は次のとおりである。

耐震列車防護方式

対象線区	列車防護方式
電車線区	1 無線により緊急停止信号を発信し、地震情報を伝達 2 要注意構造物に対する特殊信号発光機の現示
A T C の区間	1 ATC の絶対停止信号の現示となる予定 2 無線による地震情報の伝達

6 その他

- (1) 治山・治水事業との連携した保安度の向上
- (2) 行政との防災情報共有化及び災害発生時の連携

第3 近畿日本鉄道株式会社の計画

災害警備体制の確立

- 1 気象観測機器、地震計の整備
- 2 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- 3 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画（東海地震警戒宣言発令時における運転規制を含む）等の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- 5 防災訓練の実施

第14章 通信放送施設防災計画

関係部署	危機管理課、総務部、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、 株式会社NTTドコモ関西・NTTコミュニケーションズ株式会社、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
------	---

第1節 計画の方針

通信施設については、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ適確に行うとともに、遠隔地の通信途絶の防止化等通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板サービス」の運用計画について定める。

放送施設については、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切なる処置を講じるよう、各設備に予防措置の万全を期するものとする。

第2節 通信施設の防災計画

第1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って、万全を期している。

- 1 大雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力、防水構造化を行う。
- 2 暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- 3 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- 4 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

第2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- 1 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- 2 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

第3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ適確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- 1 回線の切り替え措置方法
- 2 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

第4 移動無線網の拡充整備

- 1 小型無線電話機の増備
- 2 可搬型無線機の増備

第5 「災害用伝言ダイヤル171」運用計画

「災害用伝言ダイヤル171」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- 1 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- 2 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- 3 家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

第6 「災害用伝言板サービス」運用計画

「災害用伝言板サービス」は、携帯電話及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- 1 被災地住民の連絡手段として活用する。
- 2 メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
- 3 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

第3節 放送施設の防災計画

平常から次について準備しておく。

- 1 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- 2 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害を受ける地区への応急機材の配備）
- 3 無線中継状態の把握
- 4 移動無線機等の伝播試験
- 5 交通路の調査
- 6 非常持出機器、書類の指定
- 7 仮遠送所及び仮設送信所用場所の調査選定
- 8 電力会社、警察、国土交通省等が利用する通信回路の調査
- 9 その他必要と認められる事項

第15章 電気ガス施設防災計画

関係部署	危機管理課、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社
------	----------------------------

第1節 電気施設防災計画

第1 計画の方針

電気施設の防災については、平常から保安の規定類を始め関係諸規程等に基づき施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施している。さらに、地震発生時の液化化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講じる。

発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力送配電株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。

設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保を図るため、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画を立て実施する。

第2 計画の内容

1 水害対策

(1) 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は、基本的事業にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

2 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電源設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

3 雷害対策

(1) 変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(2) 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の

溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

4 雪害対策

(1) 変電設備

機器架台のかさ上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(2) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(3) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

5 地震対策

(1) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(4) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

第2節 ガス施設防災計画

第1 計画の方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、液状化対策を含めた耐震性の強化を図るとともに、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

第2 予防計画の内容

1 防災体制

保安規程に基づき、「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

2 ガス施設対策

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備（ガス供給設備）

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) 地震対策

ア 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

ウ 地震発生時の二次災害防止のため、感震遮断機能を有するマイコンメータ及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置を設置している。

(3) その他防災設備

ア 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講じるため、必要に応じ製造所供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ア) 地震計

(イ) ガス漏れ警報設備

(ウ) 圧力計・流量計

イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を適確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4) 教育・訓練

ア 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5) 広報活動

ア 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第16章 資材機材等整備計画

関係部署	危機管理課、企画戦略部、市民環境部、建設部
------	-----------------------

第1節 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材機材を平常時から十分検討整備し、各資材機材の機能を有効に発揮できるようにする。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。

第2節 応急復旧資材機材確保計画

第1 災害対策本部活動に必要な備蓄資材機材

- 1 各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材機材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。
- 2 本市においては、災害対策活動に必要な資材機材は、各地域の自主防災組織により管理されている防災倉庫に保管され、日常から訓練等で活用し、その機能を維持している。また、備蓄食料、備蓄物資及び発電機等は、一部の小中学校等の防災倉庫等に保管している。

【資料編Ⅱ-10「防災倉庫備蓄一覧」参照】

第2 水防用施設資材機材

市は、水（消）防団及び地域の協力のもと、次により施設及び資材機材を備え付けるように努めるものとする。

- 1 水防倉庫
 - (1) 水防用資材機材を備蓄するもので、**堤防の危険度や流域の重要性に配慮し、水防活動時に十分対応できるように配置する。**
 - (2) 大きさは33㎡以上とする。
 - (3) 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。
- 2 水防用資材機材
 - (1) 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
 - (2) むしろ、かます、俵等は、最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を検討しておく。
 - (3) 資材、機材を減損したときは、直ちに補充する。
- 3 水防倉庫1棟当たりの資材機材の備蓄、数量についての基準は、次のとおり。

〈資材〉

品目	数量	品目	数量	品目	数量
袋類	600枚	むしろ	100枚	鉄線(10番)	100kg
なわ	600kg	釘(6インチ)	12kg	鉄線(8番)	100kg
竹(竹杭用を含む)	50本	杉丸太	150本	割木	50束
		長1.8m末口6cm		砂・玉石・砂利	若干
		長1.6m末口9cm		鉄杭	100本

〈機材〉

品目	数量	品目	数量	品目	数量
スコップ	30丁	かけや	10丁	のこぎり	4丁
かま	10丁	おの、又はなた	5丁	ペンチ	3丁
たこづち	8丁	くわ	10丁	バケツ	1個
ツルハン	2丁	金づち	3丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干	ハンマー	10本

本表は基準を示すものであるから、状況に応じ変更しても支障ないものとする。

【資料編Ⅲ-5「水防倉庫」参照】

第3節 食料及び生活必需品の確保計画

第1 生活物資の備蓄

1 基本的な考え方

災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、市はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。

また、関西広域連合の広域的な備蓄計画の議論及び府の「公的備蓄に係る基本的な考え方」も踏まえ、府及び市の役割分担、備蓄内容等の連携体制について、協力する。

2 備蓄意識の高揚

市は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるとともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行うよう広報啓発する。

3 備蓄物資の活用

備蓄物資は、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。

4 備蓄物資の保管

市は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。

【資料編Ⅱ-10「災害用備蓄」参照】

5 備蓄物資の公表

毎年、その年の備蓄状況に関して、12月31日までに市ホームページに公表する。

第2 米穀等食料の確保

- 1 米穀の取扱いについて、「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下、「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。
- 2 災害の発生が予想される場合には、市内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努める。
- 3 府山城広域振興局長及び卸売業者（支店等）等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。

第3 燃料の確保

平時から住民拠点 SS（*）の役割や所在地について周知し、災害時にも市民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努める。

*住民拠点 SS…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

第4 物資の調達・連絡体制の整備

1 交通の途絶等により孤立地域が発生した場合でも食料・飲料水・医薬品等の緊急輸送が可能となるよう、救援物資の輸送手段の確保に努めるとともに、孤立が予想される地域には、災害備蓄品の事前集積等に留意する。

2 市内及び近隣市町の区域内における主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど、緊急時に円滑に調達できる体制を確立する。

【資料編Ⅱ-9「相互応援等協定一覧」参照】

第5 調達ルート

災害時の食料及び生活必需品の調達ルートについてあらかじめ把握し、連絡体制を確立する。

【資料編Ⅱ-11「食料及び生活必需品の調達ルート」参照】

第6 配分計画の策定

食料及び生活必需品調達後の、炊き出しその他による食品の給食計画、生活必需品の配分計画及び支給要領を定める。

- 1 市は、物資の受領・配分の責任者を明確に定めておく。
- 2 支給要領

地区ごとに物資支給責任者を定め、被災者への支給が迅速、適確に行われるよう詳細な要領を定める。

第7 炊出しの計画

炊出し場はできる限り避難所に併設することが望ましいので、適当な場所を選定するとともに、炊出しに必要な機材も事前に把握しておく。

第4節 物資集配地の整備

救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資の備蓄場所、避難所の位置並びに府及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、中央体育館を集配予定地（輸送拠点）として定め、必要な設備等の整備に努める。また、災害時における救援物資の輸送及び集配倉庫業務に関し、物資の必要量及び保管場所の必要スペースの算定やフォークリフトの使用の可否等を含め、民間企業との協力体制等について計画することにより、緊急時の体制の強化を図る。

第17章 防災知識普及計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

第1節 計画の方針

市職員及び消防機関等関係者に対し専門的教養訓練等の実施と自主防災組織において専門知識を有する防災士を養成して防災知識の向上を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、あらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、社会の様々な主体が災害による被害を軽減するための行動と安全のための投資に息長く取り組んでいけるよう計画する。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

また、防災知識の普及、意識の高揚に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取組みが広がるよう、より広い層への拡大に努めるとともに、正しい知識をわかりやすく提供できるよう、優良なコンテンツのメニューの充実にも努めるものとする。なお、住民に対する啓発を行うに当たっては、府が行う研修を受講した住民をリーダー等として活用することに努める。

第2節 職員に対する防災研修

第1 市防災計画の周知徹底

市防災計画が適確かつ有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

第2 研修会等の実施

職員に対する各種災害対策資材による研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

第3節 住民に対する普及内容

次のような内容の普及を図る。

第1 市防災計画の周知

市防災計画に定められているなかで、特に住民に注意を喚起する必要がある事項を周知徹底させる。

第2 過去に市内で発生した災害の紹介

過去に発生した大災害について、その時の実状と対策を取り上げこれを紹介し、再び同じ災害を繰り返さないように住民に再認識させる。

第3 災害時における住民の心構え

風水害、地震、大火など災害の種別ごとに災害の特徴をとらえ、緊急時の広域避難地、避難所及び避難経路、携帯品、災害危険箇所等住民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

第4 普及の内容

- 1 災害に関する一般的知識
- 2 日常普段の減災に向けた取組み
 - (1) 住宅、屋内の整理点検
 - (2) 火災の防止
 - (3) 非常食料、非常持出品の準備
 - (4) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等の確認
 - (5) 木津川市総合防災マップ (冊子版) による平素における心構えから災害発生時における対応行動に関する基本的知識と地図版の掲示による平素からの防災意識の向上
 - (6) ハザードマップ（木津川市総合防災マップ）、京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所、避難所等の把握
 - (7) 想定浸水深ラッピングを設置し、その面的視覚効果により、想定浸水深のイメージを容易にし、平素から水防災意識を向上し、浸水災害からの逃げ遅れゼロを実現
 - (8) 応急救護
 - (9) 最低3日分の物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資
 - (10) 情報（気象予警報、洪水予報、避難判断水位到達情報、土砂災害警戒情報、雨量、水位の情報等）の種類とその入手方法（市から住民への伝達、マスコミ等を通じ住民自らが入手できる手法）
 - (11) 避難情報発令時の避難行動
 - (12) 緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベルの普及・啓発
 - (13) 地震保険、火災保険の加入の必要性
- 3 災害発生時における適確な行動
 - (1) 場所別、状況別
 - (2) 出火防止及び初期消火
 - (3) 避難の心得
 - (4) 「NTT災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保
 - (5) 帰宅困難者支援ステーションの活用
 - (6) 自らの安全を確保の上、応急対策等の防災活動への参加
 - (7) 自らの被害が軽微であった場合の生活関連物資等の提供等の協力

(8) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

(9) 災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること

4 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。また、災害に関する石碑等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第5 バリアフリー化

視聴覚障がい者や高齢者に配慮し、点字、ビデオへの字幕、手話通訳等、多様できめ細かな普及方法に努める。

第4節 住民への普及の方法

1 市広報、防災マップ、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板、ビデオ、ホームページ等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

2 消防団は、消防本部と協力し、気象、防火及び災害時の救助活動等の映画、スライド等を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。

3 ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。

4 異常気象時等の情報収集要領には同報系防災行政無線やCATV、広報車等による巡回放送のほか、TV・ラジオ・インターネット等から自ら情報を収集する要領等について、普及を図る。

5 防災の日（防災週間）、火災ゼロの日、火災予防運動週間、水防月間、土砂災害防止月間等、各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

6 次のような社会教育等を通じて普及する。

(1) 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及

(2) PTA、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及

(3) 自主防災組織等による地域ごとのハザードマップづくりなど、地域に密着した防災教育・活動等を通じての普及

(4) その他の関係団体の諸活動を通じての普及

第5節 学校等における防災教育

学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

各学校等においては、防災に関する指導を教育課程等の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携教育を図りつつ、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うために次のような防災教育を推進する。

特に、すべての小・中学校においては、避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施に努める。

第1 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

第2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の習得及び応急手当等の技能の向上を図る。

第6節 地域防災リーダー等に対する防災教育等

第1 自主防災組織、防災士（防災リーダー）に対する教育

- 1 自主防災組織に対し、自主防災会連絡会を実施して、自主防災組織間の情報の共有を図るとともに、防災に関する識能を向上する。
- 2 新たに防災士の資格を取得した防災リーダーに対し、防災士研修会を実施して、木津川市の災害リスク、防災・災害対応体制、主要防災施策等の木津川市の現状等の補足教育を実施する。

第2 将来の防災リーダーに対する教育

主として、中学生を対象とした防災ジュニアリーダー講座を実施して、防災に関する知識や技術を習得させ、将来の防災リーダー候補を育成する。

第18章 防災訓練・調査計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

第1節 計画の方針

防災体制の整備に必要な防災訓練の実施及び災害時の危険が予想される箇所の事前調査の実施等について必要な事項を定める。

第2節 防災訓練

市防災計画及び防災マップが災害時に十分活用され適確に遂行できるように府、隣接市町、その他の関係機関と協議して訓練実施要領を定め、協力して防災訓練を実施し関係機関との有機的な連携、職員の実践的実務の習熟及び防災思想の普及等により応急対策にあたる体制を強化するとともに、住民、自主防災組織、民間企業及びボランティアの防災に関する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 総合防災訓練

広域的災害を想定し、各関係機関が参加しておおむね次により、原則として毎年1回実施する。

1 訓練計画

総合訓練は、参加機関が協議し、訓練計画を策定して実施する。

2 訓練の時期

防災週間、災害の発生が予想される時期前、若しくは府及び関係機関が行う訓練に合わせるこ
とがより効果的である。

3 訓練方法

- (1) 地域の災害リスクに基づき、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護、動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。
- (2) 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに気象、雨量状況等を設定する。
- (3) 必要により交通規制を行う。
- (4) その他細部については、協議の上決定する。

4 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

5 訓練の周知

訓練の実施について、ポスター等による視覚的な周知・広報に努める。

第2 地域別訓練

自主防災組織、地区別等の単位、又は必要により連合して行う訓練で、地域の災害の状況を想定し、消防、水防、救助、救護、動員、通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。その際、訓練には極力住民が多数参加するよう配慮する。また、各自主防災組織においては、訓練計画を策定しておくものとする。

第3 図上訓練

市域の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じ図上訓練を実施するものとする。

第4 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施するものとする。

第5 複合災害を想定した訓練

地震、水害、土砂災害、大規模事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

第6 訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第3節 防災調査

市域内の河川、ため池、山崩れ及び宅地造成地などで災害発生時に危険が予想される箇所を事前に調査し、あるいは地震災害の被害想定規模等を科学的な立場から調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

第1 防災パトロール

市長が実施責任者となり、市並びに府の防災担当責任者及び消防、警察、自衛隊等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれ問題を想定してその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

実施計画は、市が行い、関係機関の協力を求める。

なお、実施方法は「防災パトロール実施要領」（昭和48年5月8日付け8消第236号「防災体制の整備強化について」）によるものとする。

第2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防、応急及び復旧の諸対策をまとめる。

第3 調査結果の周知

第1及び第2の調査結果を整理して、関係者に周知徹底を図る。

第4 事前措置の対象となる設備又は物件

防災パトロール等により、災害が発生した場合に事前措置の対象になると予想できるものについては、その占有者、所有者又は管理者等に対し予告などにより、事前に指導を行うものとする。

第4節 大規模地震に対応した訓練

第1 自衛隊との通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素の一つとなる。

災害対策本部長（市長）、災害対策副本部長（副市長、教育長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法を府と協議し、訓練の中にも含めるよう検討する。

第2 通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実化のため市内のアマチュア無線通信等の利用も図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取入れを検討する。

第3 自主防災組織等による訓練の実施

自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。

訓練の際は、防災関係に従事する市職員等を派遣し、指導を行う。

第19章 自主防災組織整備計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

第1節 計画の方針

住民等の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図る上で重要であり、特に大地震が発生した場合、防災関係機関の防災活動の遅延及び活動能力の著しい低下が予想される。このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要となる。

したがって、地域あるいは施設ごとに、地域住民又は施設関係者によりその実情に応じた自主的な防災組織を設置すること及び日頃から震災の発生を予想した訓練を実施することについて指導、育成することが被害を軽減する鍵となるとの認識により、「自らの生命、財産は自分たちで守る」という認識を醸成していく啓発活動の周知徹底を図るものとする。

これの育成強化について次の事項を基本として必要な事項を定める。

(災害対策基本法第5条第2項、第7条)

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

第1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、取るべき避難行動を時系列で整理した避難計画の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。

この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

【資料編Ⅱ-12「自主防災組織」参照】

第2 住民組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図るとともに、自主防災組織のリーダーとなる木津川市地域防災リーダーを育成し、そのリーダーを中核に、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

第3 事業所等における取組の促進

事業所等は、災害時に果たすことができる役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各事業所等において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第2節 地域における自主防災組織整備の計画

第1 具体的な方針

1 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、第17章「防災知識普及計画」、第18章「防災訓練・調査計画」とともに、自主防災組織整備に向けてのパンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

2 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、地域の実情に応じた適切な規模を単位として、組織の設置を図る。

(1) 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

(2) 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

3 既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導・育成する。

4 市の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくため、市において自主防災計画の作成、自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言、育成等を行う。その際、女性の参画の促進及び木津川市地域防災リーダーの育成に努めるものとする。

5 木津川市地域防災リーダーの活用

地域防災力向上のため、専門的な知識を持った木津川市地域防災リーダーを自主防災組織等の活動において活用する。

6 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、多様な人材を確保するとともに、木津川市地域防災リーダーとの連携に努めるものとする。

(1) 役員

ア 防災リーダー及びその任務

イ 班長及びその任務

(2) 会議

ア 総会

イ 役員会

ウ 班長会等

7 地区防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

- (1) 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- (2) 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。
- (3) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。
- (4) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。
- (5) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。
- (6) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (7) 避難場所、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (8) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (9) その他自主的な防災に関すること。

8 取るべき避難行動を時系列で整理した地区タイムライン（避難計画）の策定の促進

地区タイムラインは、地域住民の話し合いにより、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定を行うものとする。

また、地区タイムラインの策定を通じ、一人一人が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、地域で自主的に声を掛け合う共助体制をつくる。

9 自身や家族がとるべき行動を整理したマイタイムラインの作成の推進

マイタイムライン作成の補佐的役割を担うマイタイムライン作成支援員・指導員・マネージャーを計画的に育成し、マイタイムライン作成支援員・指導員・マネージャーを講師として地域におけるマイタイムラインの作成を推進する。

第3節 事業所等の防災計画

大地震が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自衛防災組織等を編成し、あらかじめ災害時行動マニュアルの作成、消防計画等を立て、防災訓練を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第1 対象施設

- 1 中高層建築物、学校、旅館、病院、大規模店舗等多数の者が利用又は出入りする施設

- 2 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- 3 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
- 4 複合用途施設
利用（入居）事業所が共同である施設
- 5 自衛防災組織等の取組みが事業所や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

第2 組織設置要領

- 1 事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、それぞれに適切な規約及び災害時行動マニュアル、消防計画等を立てておく。

(1) 役員

- ア 防災責任者及びその任務
- イ 班長及びその任務

(2) 会議

- ア 総会
- イ 役員会
- ウ 班長会等

2 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

- (1) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- (2) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画を立て、かつ、市、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (3) 消防機関、災害対策本部、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。
- (4) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (5) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
- (6) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。
- (7) 地域住民との協力に関すること。
- (8) その他防災に関すること。

第3 企業防災の促進（事業継続計画）

企業については、災害時における企業に求められる役割（従業員・顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）は非常に重要であること及び事業中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守る必要がある

ことから、上記第2の2「消防計画等」とともに、次のような対策に努めるものとする。

- 1 各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用し、継続的に改善するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

なお「事業継続計画」の策定に当たっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮する。

- 2 市、府、国は、企業のトップから一般職員に至る防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市及び府は、企業を地域コミュニティとしてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第20章 防災拠点整備計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

第1節 計画の方針

災害時に防災活動の拠点となる施設の役割を明確にするとともに、その場所や規模に応じて防災拠点として整備し、防災体制を確立する。

第2節 防災拠点の役割と配置

1 防災中枢施設

- (1) 災害対応の本部施設（市役所、相楽台小、州見台小）
- (2) 災害対応関係機関施設（木津警察署、相楽中部消防組合消防本部）
- (3) 地域災害拠点病院（京都山城総合医療センター）

2 広域的防災拠点

- (1) 市外からの救援物資等の集積・配送、広域応援（自衛隊、消防等）の活動拠点（不動川公園）
- (2) 市外からの救援物資等の集積・配送、広域応援（自衛隊、消防等）の活動拠点、本部施設（中央体育館）

3 地域防災拠点

(1) 基幹防災拠点

広域応援（自衛隊、消防等）の活動拠点（予備）、現地対策本部施設（加茂文化センター、山城総合文化センター）

(2) 備蓄拠点

災害備蓄品の主要保管施設（州見台小、梅美台小、南加茂台小、木津南中）

(3) 指定緊急避難場所

危険から逃れるための避難場所（38か所）

(4) 指定避難所

ア 基幹指定避難所

災害種別ごとの当初開設する一時的な避難施設（21か所）

イ 指定避難所

基幹指定避難所において避難者の収容能力を超える場合に開設する一時的な避難施設（34か所）

(5) 福祉避難所

要配慮者を対象とした避難施設（17か所）

(6) 車中泊避難場所

車内において一時的に避難する場合の車両の避難場所（15か所）

(7) 車中避難場所

車により緊急避難し車内で一時的に安全を確保する場所（5か所）

4 コミュニティ防災拠点

(1) 一時避難民間施設

災害時、民間の施設（店舗）等で一時的に避難できる施設（1か所）

(2) 地域避難所

地域が主体となって開設・運営する指定避難所に避難するまでの一時的な避難施設（24か所）

【資料編Ⅱ-13「防災拠点一覧」参照】

第21章 社会福祉施設防災計画

関係部署	健康福祉部
------	-------

第1節 計画の方針

要配慮者が利用する社会福祉施設は、災害時においても特に施設の被害を最小限にとどめ、主として利用者・来訪者の安全確保が重要であり、各施設の管理者・事業者と連携・協力して予防対策を推進する。

第2節 予防対策

社会福祉施設は非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、各所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたりるとともに、消防計画を策定し所轄消防署に届け出を行っている。

また、これらの施設のうち、水防法または、土砂災害防止法に基づき本計画に記載されたものは、水害または、土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成するものとする。

さらに、各施設の入所者は、災害時の行動等が不自由であることから、次の対策を講じるよう指導し、災害時の減災に努める。

第1 防災設備等の整備

- 1 老朽程度が著しい社会福祉施設については、耐震・耐火構造による改築等施設の整備を行う。
- 2 消防法等により整備を必要とする防災施設等(消火設備、警報設備、避難設備等)の整備を図る。
- 3 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食料等の備蓄を行う。

第2 防災体制の整備

- 1 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして自主防災管理体制の整備に努める。特に夜間は悪条件が重なることから、消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討しておく。
- 2 必要に応じ地域住民の協力が得られるよう、所在地域の自主防災組織との協力体制を確立しておく。
- 3 有事の際における入所者の避難所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努める。

第3 防災教育、防災訓練の実施

- 1 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
- 2 施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとと

もに、地域の協力を得られるよう所在の自主防災組織と協力した訓練を実施する。

第4 避難確保計画及び避難訓練の確認

- 1 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施するものとする。
- 2 市は、上記該当施設の計画作成状況及び避難訓練の実施状況について、定期的に確認を行うものとする。また、その他の要配慮者利用施設についても、努めて定期的に確認を行う。

第3節 補助金及び融資

第1 補助金

社会福祉施設等施設整備費補助金

第2 融資

- 1 独立行政法人福祉医療機構が行う融資
- 2 社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第22章 交通対策及び輸送計画

関係部署	危機管理課、総務部、建設部
------	---------------

第1節 計画の方針

災害時における交通の混乱の防止及び緊急輸送道路の確保並びに円滑な輸送を実施するために必要な事項を定める。

第2節 緊急輸送道路の指定

災害が発生した場合に、緊急輸送道路として指定すべき道路は、次のとおりとする。

1 広域間の緊急輸送道路となる路線

京奈和自動車道、国道24号、国道24号線（城陽井手木津川バイパス）、国道163号、主要地方道八幡木津線、市道木712号相楽台15号線、市道木713号相楽台16号線、主要地方道木津信楽線、主要地方道奈良加茂線、主要地方道天理加茂木津線、主要地方道枚方山城線（府防災計画、震災対策編で第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路として位置づけられている路線）

2 市内の防災基幹施設間を結ぶ路線

広域間の緊急輸送道路と、木津川市役所（本庁舎）、加茂支所、山城支所、広域物資配送拠点などを結ぶ路線

3 市内の防災基幹施設と、避難所等を結ぶ路線

第3節 緊急輸送道路の整備

警察による交通安全施設の整備・保全管理とともに、道路管理者においては、次のような対策を図るものとする。

- 1 橋梁、トンネル等の危険箇所の補修
- 2 拡幅、待避所の設置等の道路改良
- 3 橋梁被災等による通行困難時の迂回路の確保
- 4 その他必要な整備等

第4節 運転者のとるべき措置の周知

災害時において、災害対策基本法第76条に基づく交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次

の措置をとることとする。

- 1 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - (1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- 2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- 3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第5節 緊急通行車両等

第1 緊急通行車両

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

（災害対策基本法第50条第1項）

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被害者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急通行路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため規制除外車両として整理する。

第2 **発災前における緊急通行車両の確認**

災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、第1に規定する災害応急対策を実施する車両で、市長は、災害等の発生前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができ、その事務手続き等については、京都府警察本部において定める。

災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両を対象とする。

第3 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。

大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両で、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないもの。

- 1 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 2 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 3 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 4 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

第23章 医療助産計画

関係部署	危機管理課、健康福祉部、消防本部、消防団
------	----------------------

第1節 計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。特に、山城南医療連携協議会を通じた各機関等との連携に留意する。

第2節 医療救護体制の確立

医療救護体制は、消防本部と調整するとともに、山城南医療圏における地域災害拠点病院となる京都山城総合医療センター、並びに本市内の医療機関、相楽医師会等と連携を図りつつ、次のような体制の確立に努める。

- 1 救護所設置予定施設の指定
- 2 救護所設置・運営等に関する詳細要領の整備
- 3 医薬品の備蓄及び緊急供給に関する詳細要領の整備
- 4 医療救護活動に関する応援要請及び医薬品・医療機器等の緊急供給要請の詳細要領の整備
- 5 後方医療機関等への搬送体制を確立するための臨時ヘリポートの環境整備
- 6 トリアージ(傷病者の緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めること)など、緊急医療に関する知識についての担当職員の研修
- 7 その他、必要な事項

第3節 住民等に対する災害時初期対応の普及・啓発

- 1 消防署、消防団、市担当職員が行う災害時初期対応を徹底する。
- 2 住民、事業所に対する災害時初期対応の普及・啓発を図る。
- 3 公共施設など、不特定多数の人が多く集まる場所から順次、AED（自動体外式除細動器）の設置を行い、あわせて取扱い方法の研修を行う。

第4節 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院

第1 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は、医薬品等資機材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受入れを行う。

第2 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、医薬品等資機材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重傷患者の受入れを行う。

	2次医療圏名	病院名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	災害派遣医療チーム(DMAT)
基幹災害拠点病院	山城南医療圏	京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-767-8109	○
地域災害拠点病院		京都山城総合医療センター	0774-72-0235	8-782-8101	○

出典：R2 京都府地域防災計画

第5節 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害・事故等の急性期(発生後おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆けつけ、現地災害対策本部等の指示に従い、救出・救助部門と合同で救急医療を行う。そのため、派遣元となる医療機関は、日頃から災害発生時に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。

第6節 災害時における情報ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・適確な救急・救護・医療活動を行うため、広域災害・救急医療情報システム(EMIS:Emergency Medical Information System)の入力操作等の研修や訓練に参加するとともに、次のような情報ネットワークの構築に努める。

- 1 京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化
- 2 消防無線や防災無線の多重化

第7節 災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資機材、医療救護班等の搬送を確保するため、地上搬送手段の確保とともにヘリコプターを活用した搬送体制を整備する。

第8節 地域レベルでの災害対策の強化

関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。

- 1 病院の耐震機能の強化
- 2 自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成

第9節 広域的応援体制の整備

市は、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

- 1 相楽医師会との災害時医療協定の締結
- 2 医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

第10節 助産体制の整備

元来、正常な出産は、疾病ではないが、疾病と同様に人間の生命に関わることであり、また、出産の予定日とか、正常分娩か否かの判定が明らかな場合でも、災害に遭遇してショックを受けたため異常をきたし、母体の生命の安全にも関わりかねない例が多い。

助産は医療の場合と同様に、救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いので、助産師による出産体制の整備にも努める。

第24章 災害時要配慮者及び外国人に係る対策計画

関係部署	危機管理課、健康福祉部
------	-------------

第1節 計画の方針

災害発生時には、要配慮者は、災害の影響を受けやすいことに加え、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、本編第21章「社会福祉施設防災計画」とともに、在宅の要配慮者対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速かつ適確な行動が取れるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知を図る。

第2節 在宅の要配慮者対策の推進

第1 避難行動要支援者に係る支援体制の整備

- 1 市の防災担当課（危機管理課）と福祉担当課（社会福祉課、高齢介護課、こども未来課）との連携の下に、防災関係機関（消防本部、消防団、自主防災組織等）及び日頃から要配慮者と接している団体関係者（市社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険関係者、障がい者団体等）並びに地域住民と協力して、平常時より、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援体制を整備するに当たり、以下の事項の考え方をもとに、全体計画を定めるものとする。

(1) 避難支援等関係者

災害対策基本法第49条の11第2項に規定する避難支援等の実施に携わる関係者で、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会、地域長及び副地域長、自主防災組織、福祉専門職など、避難支援等の実施に関し市長が必要と認めるものとし、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者とは、本市に住所又は居所を有する要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、次のいずれかの要件に該当するもの（ただし、医療機関、社会福祉施設等に入所又は入院している者を除く。）をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第3号に規定する要介護3、同項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5に該当するもの

イ 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表(以下「等級表」という。)に定める1級又は2級の障害のある者

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度がAに該当するもの

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級であるもの

オ 前各号に掲げる者のほか、円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を避難行動要支援者名簿に掲載する。また、その入手方法として、避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。ただし、災害時において避難行動要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく関係機関に対し、名簿情報を提供できるものとする。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。市外への転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」を遵守するため、以下の事項を徹底するものとする。

- ・ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ・ 地域の自主防災組織等に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

- ・名簿情報の取扱状況を報告させること。
 - ・避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。
- (6) 要配慮者が円滑に避難するための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 警戒レベル3「高齢者等避難」**として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。

避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで**伝達する**こと。

など、その情報伝達について、特に配慮すること。

自然災害発生時、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること、さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段も活用できるよう留意する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うことから、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保について十分に配慮する。

2 個別避難計画の作成

災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて、本人及び避難支援等**関係者**に理解を求めるよう努める。

また、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成を進める。

なお、業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう検討する。

3 避難行動要支援者に関する避難支援計画(全体計画)の策定に当たっては、上記事項のほかに、以下の事項についても、定めるものとする。

- ・名簿作成に関する関係部署の役割分担
- ・避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- ・支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
- ・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者

- ・あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
 - ・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
 - ・避難行動要支援者の避難場所
 - ・避難場所までの避難路の整備
 - ・避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
 - ・避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法
- 4 市と府の相互の協力・連携体制を整備するとともに、近隣の保健福祉サービス事業者との協力体制の確立に努める。

第2 避難行動要支援者の安全確保対策

- 1 災害発生時に避難行動要支援者が迅速かつ適切に行動できるように、避難行動要支援者をあらかじめ把握して、関係者が情報の共有により避難支援を図りやすい環境づくりを進めるとともに、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成・配布に努め、避難誘導時における避難行動要支援者に対する特段の安全確保に努める。
- 2 社会福祉協議会・介護保険事業者等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、災害発生時の避難行動要支援者の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努めるとともに、情報の受信・理解・判断・行動等の各段階で避難行動要支援者に対し、迅速かつ的確な情報伝達ができるよう、多様な通信手段の確保に努める。
- 3 要配慮者の避難促進のため、福祉避難所ごとに避難対象者を指定する検討を進める。
- 4 地域住民等の協力も得て、避難行動要支援者を含めた防災訓練を実施する。

第3 要配慮者の生活確保対策

- 1 食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。
- 2 避難所の施設・設備については、要配慮者にも配慮した整備に努める。
- 3 府との連携のもとに、要配慮者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、避難所のユニバーサルデザイン化や要配慮者の避難スペース及び介助に必要な人員の確保、又は社会福祉施設と協定を締結するなど、福祉避難所の事前指定に努めるとともに、社会福祉施設等の受入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

第3節 外国人の安全確保

- 1 府との連携により、広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語や「やさしい日本語」による防災知識の普及に努める。
- 2 府との連携により、広域避難地や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- 3 災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備に努める。

- 4 防災訓練への外国人住民の参加を促進する。
- 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、木津川市総合防災マップ（英語版・ベトナム語版）等を活用して防災指導等を促進する。
- 6 府との連携により、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

第25章 廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画

関係部署	市民環境部
------	-------

第1節 計画の方針

廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

第2節 廃棄物処理等に係る防災計画

- 1 廃棄物処理等に係る施設の防災対策については、木津川市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、可能な災害被害の軽減策を講じるものとする。
また、環境の森センター・きづがわについては、木津川市精華町環境施設組合の、大谷処理場については相楽広域行政組合のそれぞれの方針に沿って、防災対策の協力を努める。
- 2 廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保について、一部事務組合と協力を努める。
- 3 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、一部事務組合・関係事業者と連携して、以下の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
 - (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - (3) 廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保するよう協力する。
 - (4) 災害廃棄物処理計画を策定し、これに基づき、災害時における応急体制を確保する。
 - (5) 住民、事業所に対し、災害時における被害甚大地域におけるごみの分別、収集など、廃棄物処理方法についての周知徹底を図る。
 - (6) 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保する。

第26章 行政機能維持対策計画

関係部署	各 部
------	-----

第1節 業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に適確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図っている。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

第2節 防災中枢機能等の確保、充実

市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

第3節 各種データの整備保全

市は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第27章 ボランティアの登録・支援等計画

関係部署	健康福祉部
------	-------

第1節 計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティア等の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等の活動が円滑に行えるよう、ボランティア等の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

また、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアと連携させる。

第2節 災害ボランティアセンター

第1 災害ボランティアセンターの設置・運営

センターは、常設とする。また、市社会福祉協議会が主体となり運営するものとし、災害ボランティアセンター運営委員会の協議により、運営要領を定めて運営を行う。

第2 平常時における災害ボランティアセンターの業務

市災害ボランティアセンターの平常時の業務は、以下のとおりとする。

- 1 災害ボランティア活動の調査・研究及び訓練の実施
- 2 災害ボランティア活動の広報・啓発
- 3 関係機関との意見・情報交換及びネットワーク体制の整備
- 4 災害ボランティア及びコーディネーターの育成・登録
- 5 木津川市外で発生した災害における対応
- 6 その他必要な業務

第3 資機材等の確保

市及び市社会福祉協議会は、相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要となる資機材等を確保するものとする。

第3節 ボランティア活動に関するPR・啓発

- 1 住民に対し防災知識の普及にあたりとともに、災害ボランティア活動の意識等についても、府との連携による災害ボランティア活動マニュアルの普及等を通じて啓発を進める。
- 2 ボランティアに関する相談、情報提供窓口の充実やボランティア保険への加入促進を図り、ボランティア活動に参加しやすい条件整備に努める。
- 3 ボランティア休暇制度の導入等について、雇用主等の理解が得られるよう努める。

第28章 広域応援体制の整備計画

関係部署	各部
------	----

第1節 計画の方針

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立する。

なお、必要に応じて、知事より、相互応援協定の締結について指導・助言を受ける。

第2節 市町村等との相互協力体制の整備

現在、本市は、京都府内の29の市町村、一部事務組合と消防等に関する応援協定を締結している。これを維持し、必要に応じ拡張するとともに、各種民間団体等との災害時における次のような相互協力体制の整備を進めている。

- 1 物資・人員・避難施設等の相互応援
- 2 災害時における通勤・通学者の「安否確認情報」の相互交換
- 3 気象情報等の相互交換
- 4 河川における治水対策、林野火災の予防に関する協力

第3節 広域的応援受入れのための体制の整備

- 1 自衛隊等の進出・活動拠点及び広域的物資等の配送拠点など、応援を受入れる拠点として、中央体育館を指定する。
- 2 応援受入れ拠点の開設、運営、応援要請等の要領をあらかじめ作成する。
- 3 応援者が活動しやすいように、案内標識、進入路標識等の設置に努める。

第29章 上下水道施設防災計画

関係部署	上下水道部
------	-------

第1節 計画の方針

上水道事業者は、水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害時の被害を最小限に止めるために必要な整備、補強の施策を計画的に進めるとともに、応急給水の確保のため、必要な措置を講じる。

また、諸施設の耐震性を高め、震災時の被害を最小限にとどめるものとする。

第2節 上水道施設等の防災計画

第1 施設の維持管理

地域の実情と水道施設の実態を考慮し、設備の重要度に応じた点検を行うものとする。

第2 図面等の整理

防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定した整備に努めるものとする。

第3 災害に強い水道施設づくり

1 緊急を要する弱点对策

水道施設の設計は、関係法令に定める基準に基づくものとする。

二次災害を発生するおそれのある老朽施設等、弱点となる施設の緊急補強と更新を進めるものとする。

2 速やかに復旧できる水道づくり

施設の防災対策の向上、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じ適切に組合せ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。

3 被災時にも給水機能を持つ水道

被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。

第3節 下水道施設の防災計画

- 1 処理場、ポンプ場及び管渠の建設は、下水道建設事業計画に基づいて推進し、「下水道施設の耐震対策指針」等に基づき耐震構造にするとともに、災害に対する弾力的対応方策を検討し、防災対策設備を設置する。
- 2 終末処理場及び中継ポンプ場への電力の供給停止に対処するため、各処理施設の建設状況に応じ、自家発電装置を設置する。
- 3 施設の点検、復旧が迅速に実施できるよう、下水道台帳の整備及び複数箇所での保管を促進するとともに、点検用機材を常備する。
- 4 点検などによる危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。
- 5 処理場・ポンプ場のオープンスペースを一時的な避難場所として利用することを考慮して整備する。なお、処理水の再利用についても検討する。

第30章 学校等の防災計画

関係部署	危機管理課、健康福祉部、教育部
------	-----------------

第1節 計画の方針

学校その他の教育機関並びに保育園（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2節 防災体制の整備

各学校等において、その自然条件・社会条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際、学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市の災害対策担当部局（危機管理課）やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。

また、災害発生時の避難、保護者への引渡し又は学校等での保護方策等、園児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の周知徹底を図る。

第1 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員の防災意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校等が指定避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を適確かつ円滑に行うため、学校等と教育委員会、こども未来課、災害担当部局（危機管理課）等との情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者・児童生徒等との情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校等の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。

第2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校等の種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

- 1 発災時別の教職員の対応方策
 - (1) 在校（園）時
 - (2) 学校等外の諸活動時
 - (3) 登下校時（通園・通学時等を含む）

- (4) 夜間・休日等
- 2 保護者との連絡、引渡し方法
- 3 施設・設備の被災状況の点検等

第3 避難所としての運営方法等

避難所を運営する市担当職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第3節 施設・設備等の災害予防対策

第1 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

第2 防災機能の整備

1 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な初期消火、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

2 避難所としての機能整備

市防災計画に指定避難所として位置づけられている学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、耐震性の確保など、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

第3 設備・備品の安全対策

災害時において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図るなどの適切な予防措置を講じる。

第4節 防災訓練等の実施

学校等における防災教育は、第2編第17章第5節「学校等における防災教育」による。

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、

児童生徒、学校及び地域の実情等に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第5節 社会教育施設の防災計画

社会教育施設の防災計画は前記第2節第3「避難所としての運営方法等」及び第3節「施設・設備等の災害予防対策」を準用するものとする。

第31章 避難等に関する計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

第1節 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、立退き避難する場合は、いつどこに（親せきや友人の家等への避難、車中泊避難、避難所避難等）避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、市は、災害の危険がある区域にいる住民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定等避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、大雪時における対策について「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府及び関係機関と連携して取り組むものとする。

第2節 避難の周知徹底

第1 事前措置

指定緊急避難場所等へ移動する立ち退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・がけ崩れ・土石流・地すべり等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報（地域ごとの災害リスク）や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は、発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日ごろから住民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

【資料編Ⅱ-13「防災拠点一覧」参照】

また、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市の避難指示等の発令・伝達マニュアル」を作成するものとする。

第2 避難指示等の周知

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための伝達は、次の方

法によるものとし、地域住民にあらかじめ周知しておく。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

また、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

また、警戒レベル3「高齢者等避難」や警戒レベル4「避難指示」が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

第3 避難指示等の伝達

1 信号による伝達

警鐘サイレンによる避難信号は、次のとおりである。

警 鐘	サ イ レ ン
乱 打	○ ——— 休止 ——— ○ 約1分 約5秒 約1分

※信号は適宜の時間継続すること
水防信号（昭和24年11月8日京都府告示第807号）

2 放送による伝達

(1) 無線放送による伝達

同報系防災行政無線

(2) ラジオ等による伝達

日本放送協会(NHK)及び民間放送会社に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

3 広報車等による伝達

市広報車、消防団車両などを利用して関係地区を巡回して伝達する。

4 地域長・自治会長による伝達

市役所から地域長、自主防災組織の会長に対し電話等で伝達し、地域長・自治会長及び自主防

災組織の会長は地域住民に対しあらかじめ行政地域、町内会・自治会で定めた連絡網により伝達する。

5 消防団による戸別訪問

夜間及び停電時等で地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、消防団によって戸別口頭伝達を行う。

6 ホームページやTV（文字放送）等による伝達

市のホームページやTV（文字放送）、木津川市防災情報メールを活用して、情報提供を行う。

7 「要配慮者関連施設」等への連絡

避難がより困難である避難行動要支援者に対しては、避難支援者への連絡等により、早めの伝達及び情報共有を心掛ける。

また、警戒すべき区域内の要配慮者関連施設においては、当該施設管理者に対し、電話等で早めに伝達する。

第3節 指定緊急避難場所及び避難路の選定と確保

第1 指定緊急避難場所の選定と確保

延焼火災が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、次の基準により、あらかじめ指定緊急避難場所を選定しておく。

【資料編Ⅱ-13「防災拠点一覧」参照】

- 1 指定緊急避難場所の収容可能人数は、避難者1人当たりの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。
- 2 指定緊急避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流、浸水被害が発生した場合の浸水深、土砂災害警戒区域・**特別警戒区域**等について考慮する。
- 3 大地震が発生した時にがけ崩れや浸水等の危険がないこと。
- 4 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。
- 5 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

第2 避難地区分けの実施

次の事項を勘案して指定緊急避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- 1 指定緊急避難場所の区分けの境界線は小学校区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- 2 指定緊急避難場所の区分けに当たっては、各地区の実情に応じ、避難に要する時間、避難路の安全性を十分考慮する。
- 3 避難人口は夜間人口に基づくが、指定緊急避難場所収容力に余裕をもたせる。

第3 避難路の選定と確保

市職員、警察官、消防職員・団員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努めるものとする。

指定緊急避難場所に至る避難路については、市街地の状況に応じ、次の基準によりあらかじめ選定しておく。

- 1 避難路は、避難者が徒歩で安全に避難できる幅員を有すること。
- 2 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- 3 避難路は、相互に交差しないこと。
- 4 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- 5 液状化や浸水、土砂災害等により通行不能になるおそれがないこと。
- 6 避難誘導を円滑に行うため、指定緊急避難場所周辺に指定緊急避難場所標識及び避難誘導の標識を設置すること。

第4節 指定避難所の選定に関する事項

指定避難所は、行政地域、町内会・自治会等の単位で選定する。

- 1 避難者1人当たりの面積は2m²以上を確保するよう努める。
- 2 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に基づき、災害の種類に応じ使用可能な避難所を把握する。

第5節 指定避難所の運営管理に関する事項

指定避難所の開設に備え、「避難所開設・運営マニュアル」に沿って、避難所の運営管理を行う。また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

第6節 指定避難所等の整備に関する事項

平常時より、指定避難所（避難収容施設）について、施設の安全性や耐震性・耐火性など調査を実施し、必要に応じ、施設の耐震化、不燃化等の整備に努める。また、指定緊急避難場所（グラウンド等）となる小学校等には、多目的広場、放送施設、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火植樹、池など防災に関する施設・設備等の整備に努める。

指定避難所、指定緊急避難場所においては、対象地区人口規模に応じ以下のような施設・設備等の整備、情報通信機器の確保を行い、防災機能の拡充に努める。

- 1 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、給水用設備、照明設備、非常用電源、常備薬、段ボールベッド、炊出し用具、燃料、毛布、寝具、衣料、日用必需品、暖房器具等避難生活に必

要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄

- 2 備蓄品については、女性、子どもに配慮して選定するものとする。
- 3 被災者の安全を確保するために必要な井戸、耐震性貯水槽、自家発電設備、給水車、電源車、仮設トイレその他施設又は設備の整備
- 4 備蓄倉庫の整備
- 5 負傷者を一時的に収容保護するための救護設備の整備
- 6 災害時の適確な情報収集と適切な伝達のための防災無線、ファクシミリ、文字放送テレビ、パソコン等情報通信機器の整備
- 7 高齢者や障がい者等を考慮したスロープや車椅子対応のトイレ等の整備
- 8 負傷者の応急的措置を行う救護所用の仮設テント、担架ベッド、投光器、緊急電源装置等の救護用資機材の整備
- 9 新型インフルエンザ等感染者の発生に備えた対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から各部署が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮して分散避難等により確保する。
また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。
- 10 新型インフルエンザ等感染者の自宅療養者を受け入れる場合は、危機管理課及び健康福祉部が連携して、避難所運営に関する情報を共有する。
- 11 良好な生活環境を確保するため、基幹指定避難所については、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

第7節 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

第1 住民への情報伝達内容

- 1 平常時に伝達すべき防災情報
 - (1) 土砂災害警戒区域等指定箇所の分布状況
 - (2) 土砂災害発生の原因、種類及び特性等
 - (3) 気象情報の聴取方法
 - (4) 住民からの情報の伝達方法
 - (5) 指定緊急避難場所・避難経路・指定避難所
 - (6) 避難の誘導方法
 - (7) 避難時の問い合わせ、注意事項、心得等
 - (8) 浸水想定区域と洪水時における情報の種類とその入手方法
- 2 緊急時に伝達すべき防災情報
 - (1) 予知情報（気象注意報・警報、洪水予報、避難判断水位・氾濫危険水位到達情報、土砂災害警戒情報等）
 - (2) 災害誘因情報（台風情報等）
 - (3) 被害情報（災害による物的、人的被害に関する情報）

- (4) 安否情報（住民の安否や所在地に関する情報）
- (5) 避難情報（避難指示等、指定緊急避難場所・避難経路・指定避難所に関する情報）
- (6) 防災・救援情報（防災機関の活動に関する情報等）
- (7) 生活情報（道路・交通情報・ライフラインの被害、復旧情報等）

第2 住民への情報伝達方法

住民への情報伝達手段は、平常時と緊急時と伝えるべき情報内容が異なるため、その方法も異なる。平常時では、防災意識の高揚が主たる目的であるのに対し、緊急時は、情報伝達の正確さ・早さが特に求められる。したがって、平常時の災害予防対策としては、1に示すような情報伝達手段を用い、広く住民の防災意識の高揚を図ることに努め、避難指示等、緊急を要する災害応急対策としては、2に示す情報伝達手段を検討し、万全の体制整備に努める。

1 平常時の防災情報の伝達方法

- (1) 広報紙・掲示板・回覧板
- (2) ラジオ・テレビ・新聞等のマスメディア
- (3) インターネット
- (4) 講演会、映写会
- (5) ポスター、ちらし、パンフレット等
- (6) 防災マップの利活用
- (7) 住民に対する巡回指導
- (8) 防災訓練
- (9) その他

2 緊急時（災害時）の情報伝達方法

- (1) テレビ・ラジオ
- (2) インターネット
- (3) 防災行政無線（同報系等）、広報車
- (4) 緊急速報メール、エリアメール、木津川市防災情報メール、市公式LINEアカウント、防災情報電話配信サービス、防災情報ファックス、Lアラートによる方法
- (5) 避難誘導員による現地広報
- (6) 各家庭への個別訪問
- (7) 住民組織を通じた広報
- (8) その他

3 居住地以外の市町村に避難する被災者に対し必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第8節 防災上重要な施設の計画

学校、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

また、これらの施設のうち、水防法または、土砂災害防止法に基づき本計画に記載されたものは、水害または、土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成するものとする。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難所、誘導、その指示伝達の方法等
- 2 児童生徒を集団で避難させるための避難所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
- 3 病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- 4 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難所、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

第9節 孤立するおそれのある地区の対策

孤立するおそれのある地区に関しては、以下の項目を具体的に定める。

- 1 災害時に孤立するおそれのある地区の把握
- 2 食料・飲料水の備蓄
- 3 情報連絡方法

第10節 避難指示等の判断・伝達マニュアル

避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対し避難指示等を発令するべきか等の判断基準についてとりまとめたマニュアルを作成する。

第1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、過去の災害実績、土砂災害警戒区域等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

第2 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

第3 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難指示等一覧」による避難指示等発令の判断基準を定める。また、避難指示等の発令に当たっては、「避難指示等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるに当たっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

第4 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ適確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、防災関係部局と福祉関係部局とが緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。なお、詳細は「第24章災害時要配慮者及び外国人に係る対策計画」において定める。

避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況 	高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注1）） ・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況 	全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
レベル5	緊急安全確保（注2）	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況 	命の危険、直ちに安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での退避をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

避難指示等の発令の参考となる情報

(1) 河川の氾濫等

レベル相当情報		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格		・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予報が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予報が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測できない中小河川又は水路等
警戒レベル3相当情報	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき（※1） ※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で、「警戒」(赤)が出現したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で、「警戒」(赤)が出現したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い（※1） ※1 樋門閉鎖時は、関係する地域へ閉鎖情報の通報を実施 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で、「警戒」(赤)が出現したとき
警戒レベル4相当情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※2） ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき。 ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 氾濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で、「危険」(紫)が出現したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高く、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で、「危険」(紫)が出現したとき

レベル相当情報	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
<p>警戒レベル5相当情報</p> <p>緊急安全確保</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） <p>・氾濫開始相当水位に到達した場合</p> <p>・国管理河川の洪水に危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） <p>※3 洪水予報区域内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき</p> <p>* 災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） <p>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） <p>* 災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 ・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） <p>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で浸水が床上に及んでいる。 <p>* 災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。</p>

注 水位が堤防の天端高に近づくなど特に越水が差し迫った場合、樋門が閉鎖されポンプが稼働していない場合、ダムからの緊急放流の事前連絡があったときや行われたときで下流に甚大な被害が発生すると予測された場合など特に災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、すでに避難指示が発令されている場合であっても、再度発令することも含め、速やかに住民に警戒レベル4相当の情報を提供する。

(2) 土砂災害

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域等
警戒レベル3 相当情報	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒」（赤）と判定された場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 相当情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫）と判定された場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル5 相当情報	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫」（黒）と判定された場合（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）（災害発生を確認） 土砂災害の発生が確認された場合

第11節 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。なお、住民の屋外避難に当たっては、親せきや友人の家等への避難、車中泊避難、避難所避難等のうちから避難者の状況に応じて選択することが必要である。なお、車中泊避難する場合は、エコノミークラス症候群に注意する必要がある。

一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中泊（車中）避難場所を確保する。

【資料編Ⅱ-13「防災拠点一覧」参照】

第32章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

関係部署	危機管理課、人事秘書課、企画戦略部、市民環境部、教育部
------	-----------------------------

第1節 計画の方針

市は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止した際に、大量の観光客及び帰宅困難者により救急・救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府等の行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

なお、大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府、隣接市町村、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全確保に努める。

第2節 計画の内容

第1 基本方針

市は、府・隣接市町村と連携して観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援のため、代替輸送の調整やコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。

第2 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、市の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」
- 2 災害用伝言ダイヤル、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- 3 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

第3 事業所等への要請

- 1 市は、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保などについて働きかける。
- 2 事業所等に、発災時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。
 - (1) 就業時間帯に発災

従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機

するよう指示

来所者を事業所内の待機スペースに誘導

(2) 出勤・帰宅時間帯に発災

自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）

- 3 事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。
- 4 事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

第4 観光客への支援の検討

- 1 市は、観光客等の災害時における適確な行動について、観光協会、旅行会社等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、寺社等に対し、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。
- 2 外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。
- 3 学生ボランティア等の活用について検討する。

第33章 集中豪雨対策計画

関係部署	各部、消防団
------	--------

第1節 計画の方針

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

市は、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難態勢・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地すべりの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、気候変動を踏まえつつ、多方面から住民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

第2節 計画の内容

第1 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として市と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

- 1 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実
- 2 避難態勢等の取り組み強化
 - (1) 客観的避難基準の充実
 - (2) 被災の危険性を考慮した避難所等の設定
 - (3) 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保
- 3 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底
- 4 要配慮者対策の強化

第2 ハード対策の実施・検討

河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、まちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組みが必要である。

- 1 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理
 - (1) 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）
 - (2) 治山ダム・砂防堰堤の整備の要望（森林保全、土石流対策）
 - (3) 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）
 - (4) 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施

2 流域全体での総合的な雨水流出抑制及び流木等の危険木撤去の取り組み

- (1) 山地・森林環境の保全と整備
- (2) 農地の持つ防災機能の保全と整備
- (3) 雨水貯留・浸透施設の設置
- (4) 適正な土地利用の誘導、規制など
- (5) 伐採木の除去による流木の防止
- (6) 倒木のおそれのある危険木の事前伐採

第3 総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、住民の安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討を進める。

第34章 突発的大事故に対する予防計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

第1節 計画の方針

航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出・火災・爆発、火薬類の火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等）、林野火災、広域停電事故などにより多数の負傷者等が発生し、又は発生するおそれがある突発的大事故への対策は、府防災計画事故対策計画編に基づき防災関係機関、事故原因者等と連携を図りながら適切な対策を推進するものであるが、この内、次のような処理すべき事務又は業務の大綱を受け持つ本市が関係機関と連携して推進する予防対策を中心に定める。

また、府外の原子力発電施設に係る災害が発生した場合、本市は、府防災計画（原子力発電施設防災計画）に定める「関係市以外の市町村」に該当することとなり、所要の応急対策を定めておくものとする。

なお、本市が実施すべき対策の内、本節に特別の定めを行っていない内容については、市防災計画の他の節の内容を援用する。

本市の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 事故状況の実態の把握及び適確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 消防法に基づく市町村長の許可に係る屋外タンクにあっては、同法に基づく一次使用停止等の措置及び防災上必要な指示、指導
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 事故拡大防止のための消火その他の消防活動
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (8) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 危険物等に関する規制
- (10) 二次災害防止のための活動
- (11) 付近住民に対する情報提供

第2節 情報収集・連絡体制の整備

人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近の施設及び交通、通行車両等の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を確立しておくものとする。

突発的大事故時の本市に直接関わる情報連絡系統は、おおむね別記1（本章末尾）のとおりであ

り、消防本部・署及び府山城広域振興局又は他消防本部、他市町村と通報・伝達を行い、これを必要に応じ消防庁に伝達することになる。

第3節 情報通信手段の整備

突発的大事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第4節 情報の分析・整理

情報の適切な分析・整理のため、平常時より、自然現象、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。

第5節 気象情報等の伝達（林野火災の場合）

市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

市長は、火災警報を発表したとき、林野火災の予防上必要な措置を取らなければならない。

第6節 防災活動体制の整備

- 1 消火、救急、救助、捜索活動の円滑な推進のため、消防ポンプ車、救急車、救助工作車等の車両及び応急措置の実施に必要な消防・救急・救助用資機材の整備に努める。
- 2 医療活動の円滑な推進のため、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- 3 その他、適確な応急対策活動を行うことができるように、危険物等の流出時の防除活動のための資機材、電源等の確保に努める。
- 4 突発的大事故の発生現場の周辺住民等を安全な場所に避難させるため、避難場所及び避難路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 5 関係機関と平素から情報連絡体制を構築するとともに、情報の共有要領を作成する。

第7節 林野火災の予防に係る巡回監視、入山者、林内作業者に対する措置

第1 巡回監視

林野火災発生危険性の高い期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点に森林保全推進員等を活用し、指導、啓発、監視等を行い林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

第2 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因はタバコ、焚火等の不始末など入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業

時における不用意な火の取扱いによるものが主因であるので、この予防を図るため、次の措置を行うものとする。

1 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため、次のような措置をとるものとする。

- (1) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を焚くものに対する警告、取り締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火思想の啓発を図る。

2 林内作業等に対する措置

林内において事業を営むものは、次の体制をとるものとする。

- (1) 林内作業等は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置する。
- (2) 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け、標識及び消火設備を完備する。
- (3) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図る。

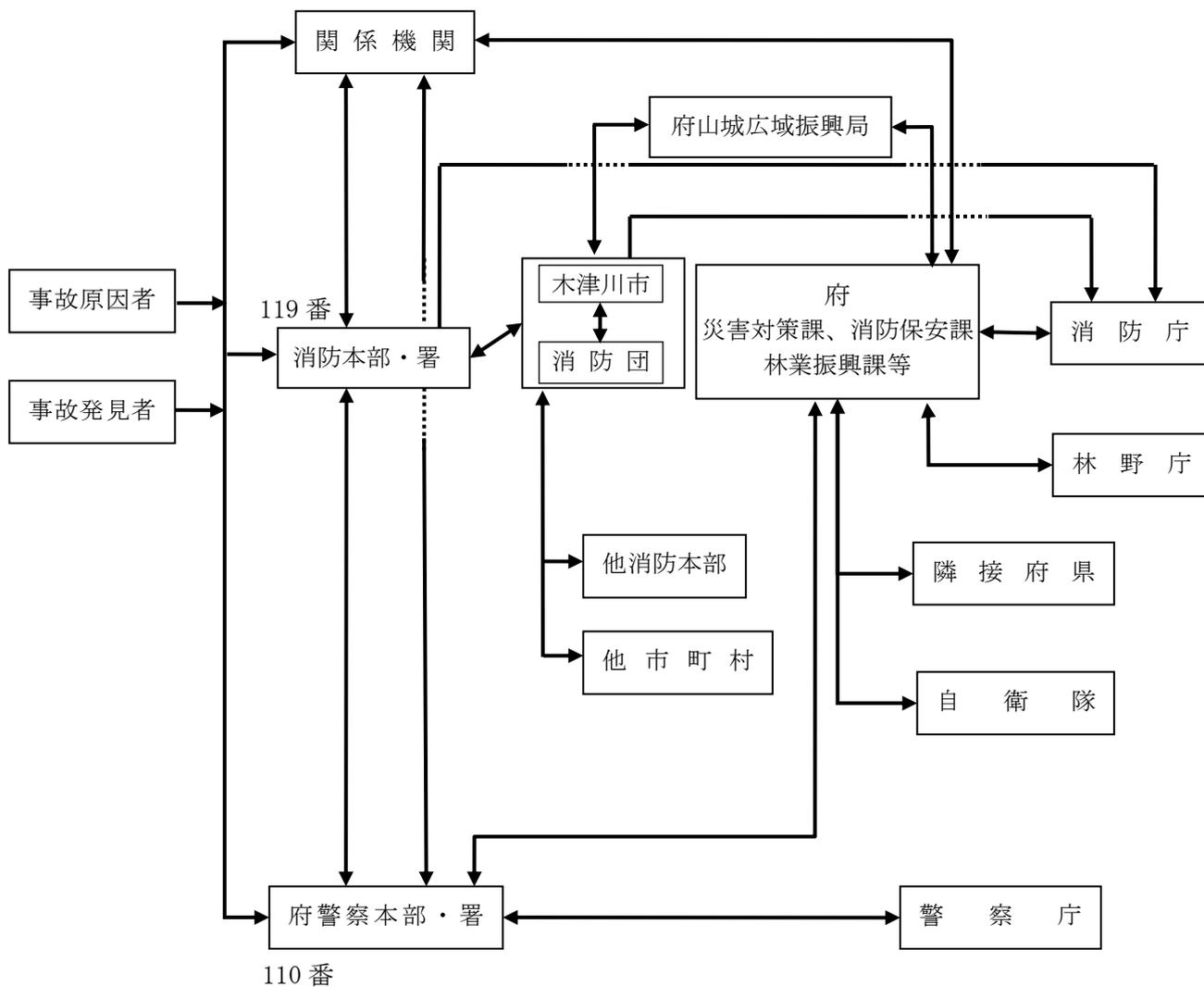
3 火入れ作業等に対する措置

- (1) 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する市長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。
- (2) 市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、防火線の配置等について明確に指示する。

4 宅造地等の雑草処理に伴う火入れ作業等に対する措置

- (1) 雑草等を焼却により処理しようとする者は、森林への延焼防止のため消防署及び市長へ届出た後火入れを行うものとする。
- (2) 市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、消火栓の配置等について明確に指示するものとする。

別記1 突発的大事故時の情報連絡系統（林野火災対策の場合）



出典：京都府地域防災計画（事故対策計画編）

第35章 第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プラン

関係部署	各部
------	----

京都府は、令和2年に第三次京都府戦略的地震防災対策指針（以下、「第三次指針」という）を策定した。第三次指針では大規模地震発生の可能性が高まっていることを踏まえ、改めて基本理念、減災目標等を見直すとともに、併せて策定した第三次京都府戦略的地震防災対策推進プランに基づき、地震防災対策に取り組んできた。

しかしながら、令和6年1月1日には令和6年能登半島地震が発生したことに伴い、多数の孤立集落の発生や避難生活の長期化など、新たな課題が顕在化したほか、同年8月8日には日向灘を震源とする地震の発生により、初めて発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応に課題が見られたなど、新たな地震防災対策を検討する必要が生じた。そのため、令和5年度から進めてきた府内最大の被害が想定される花折断層帯をはじめとする主要な活断層の地震被害想定の見直し結果も踏まえ、第三次指針の計画期間を前倒しして、新たな戦略的地震防災対策指針を策定するとともに、同推進プランを策定した。

1 基本理念

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守る。

2 減災目標

ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指す。

3 対策の柱

(1) 地震による被害を抑止するまちづくり

- ① 建物の耐震化を進める
- ② 火災に強いまちづくりを進める
- ③ 地震等に強い基盤整備を進める

(2) 地震による被害を軽減する人づくり

- ① 自助力を強化する（自助）
- ② 地域力を強化する（互助・共助）
- ③ 地域の危険情報を共有する（自助・共助）
- ④ 学校の防災力を強化する（共助）
- ⑤ 企業・大学等の防災力を強化する（自助・共助）
- ⑥ 多様な視点で取り組む（共助・公助）

(3) 行政等の災害対応力の向上

- ① 災害対策本部機能を整備・強化する
- ② 防災関係機関との救助・救出体制を整備・強化する

(4) 被災後の命と健康を守る対策

- ① 避難者の生活の質を確保する
- ② 医療・福祉・保健提供体制を確保する
- ③ 物資の円滑な供給を図る
- ④ インフラ・ライフラインの迅速な応急復旧を図る
- ⑤ NPO、ボランティア等との円滑な連携を図る
- ⑥ 観光客等を保護する
- ⑦ 被災者の生活対策を支援する

(5) 被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興

- ① 被災者の被害状況を迅速に把握する
- ② 災害廃棄物の処理を迅速に行う
- ③ 地震後の住まい再建を支援する
- ④ 復興に係る計画を迅速に策定する
- ⑤ 伝統文化や産業等の復興を行う

第36章 木津川市国土強靱化地域計画との連携

関係部署	各 部
------	-----

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えるためには、国土強靱化地域計画と連携した防災施策の推進が重要となる。

1 国土強靱化の基本目標

いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として国土強靱化地域計画は推進される。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 木津川市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共公益施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

2 木津川市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害、既に活動期に入っている巨大地震に対し、国、府、近隣市町村、事業者、市民及び自主防災会等の一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・ 木津川市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取り組みにあたること。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を踏まえ、長期的な視野を持って計画的な取り組みにあたること。
- ・ 木津川市のあらゆる組織・団体・企業等が有する災害に対する組織体制の整備及び回復力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・ 行政と事業者や市民等が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 公共公益施設の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の公共公益施設を有効活用すること等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用

を図ること。

- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 国・府の研究開発成果の情報収集及び活用を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第37章 震災に関する調査研究資料の集積と活用

関係部署	各 部
------	-----

第1 計画の方針

大地震による被害は複雑かつ多様であり、その被害は甚大かつ複雑となることが予想される。したがって、震災を防止し又は震災が発生した場合の被害の拡大を防止するため、公共施設等の維持管理を強化するとともに、国土保全事業、都市の防災対策事業等を計画的かつ総合的に推進する必要がある。このためには、震災に関する科学的な調査研究が要請される場所であり、きめ細かな震度分布把握のシステムの構築が必要である。

府が実施している震災対策基礎調査、建物被害・人的被害を主とした被害想定調査結果はもとより、地域の安全性の向上・防災体制とその有機的な連携など、地震に際してその被害を最小にするための調査研究結果などを集積し、効率的な震災対策の具体策を樹立するための指標として活用し、ハード、ソフト相互に連携する有機的かつ機動的な総合防災対策の推進を目指すものとする。

第2 災害予防に関する調査研究

震災に強いまちづくりを推進するためには、公共土木施設、公共建築物、公益施設等の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、防災に関する各種の都市施設の総合的・一体的整備に配慮していく必要があり、これに資する調査結果を集積する。

1 防災まちづくりに係る基本調査

大地震時に発生すると思われる火災及びその他の被害を最小限に止めるため、次の調査結果を集積し、防災まちづくりの基礎資料として活用する。

- (1) 地盤及び地質に関する調査
- (2) 建築物の不燃化・耐震性及び落下物に関する調査
- (3) 建築物の用途、規模、構造等の現況調査
- (4) 地下埋設物に関する調査
- (5) 危険物貯蔵所等に関する調査
- (6) 防災空間の整備拡大に関する調査

2 公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、これの破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであるから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

3 公共土木施設の耐震性に関する調査

公共土木施設が地震により被害を受けると、直接的に住民の生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助救護活動に支障をきたすことになる。したがって、これらの施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

- (1) 道路及び橋梁の耐震に関する調査
- (2) ため池の耐震に関する調査
- (3) 河川及び河川工作物の耐震に関する調査

第3 火災の防止に関する調査研究

1 地震火災の事例に関する調査

地震災害発生の態様は複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の事例に基づいて、次の調査結果の集積を図り有効に活用する。

- (1) 地震火災の拡大原因に関する調査
- (2) 地震火災を最小限に食い止める方法に関する調査

2 大震火災に関する調査

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等、基本的な重要事項に関する調査結果の集積を図り、個別対策及び地域対策の指針を確立し、地域の防災化対策に資する。

- (1) 初期消火に関する調査
- (2) 火災の拡大防止に関する調査

第4 避難の安全確保に関する調査研究

指定緊急避難場所、指定避難所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならないが、現在指定している指定緊急避難場所、指定避難所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化したり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合が起り得る。したがって、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の選定については、一定期間ごとに安全性について調査確認する。

- 1 指定緊急避難場所、指定避難所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- 2 指定緊急避難場所、指定避難所とそこに至る避難路の安全化をめざす災害防止帯設定のための基礎調査
- 3 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
- 4 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から指定緊急避難場所の安全性を確保するための調査

